遺老物語

4?

越後騒動根源記

観音堂通夜物語

越後高田の城下新寺町光善寺と号して観音堂あり
近年はやらせ給ひ老若男女毎日引もきらず結縁
日ゟも宵より翌日は晩迄まで人多くまうづるに付
ぬれば爰に延宝七年四月此城下家中俄に騒動して気詰
は人あしとゞめ此堂もおのづからさびしくなりけるに
り淋しきを幸と思ひ有ける子細ありて通夜せしが
夜更しと旅人と見へてむさしき男のかたちさゝやか
なるを従へみゆる僕あり又其人も明礼と見へて錦
掛り杖ハ老人ぞふとなり何歳古しきはよしある者と見
えて其夜ふかくを聞居りして凡そ川水きよしらふ

たふしけきゆゑも奥ゆかしき人へ伝らぬ遁世者なりける
いひけれは仏菩薩も皆ともに行ぬる人は伝らぬとそ
されは観音勢至の済度以て我とともにすぐれて至難
一念に南無観世音と唱へまれは無量の罪も立所
に消南方無苦世界に生れ現世にしては悪魔の災をも
まぬかれ諸難を逃れまたたびあしをうけ給ふ
給ると以て昨れ中八佛のもとし観音さ川よりいたち
ちらひ堂にをしれ給ふなりされは古いにしへの田村
将軍も信ずる故観世音とふかく信心し鈴鹿山の
悪魔をたいらけ又楠正成も河内の城を落しし時
日の本を馬上の人をも矢をつらぬき給ふ中にも
あまた切て放す其矢正成か身を腹ふれてふ

立ととらひ危き處を迄て其矢とむ引き抜てこそ尓
まもるともなしありけれ不思議にして日比信して讃する
観音経の一心称名と云事に矢立たる所以を弟やなる
うちきこえたると云々の御しるし方山のほとりにあらふ
昨れ中なるハ我諸国を廻り所の信を見るに大方の人
の心ゑんみして仏神をも疎そかにいふし邪見放逸
の者おほし然るに此身ハ常に一心にて身命をつ
くしに便なき身のよるきなきや人のいふとすみ道
て慈悲なくし薬も施なき者を一日の飢を助くる
便なしと申せハ遁世者申けるハ此身にはさして我
を法の道と廻りそれ国の様をとうらひ見んに一法度
にして人民をくるしむることなし然るに当国の主ハ万民

とあらハこ賞罰正しく御しなすこと中々と存ハ少
なれとも大きに實し悪ハとにかくも御家臣
の御ら家中の面々此君の御ためニ一命を捨しもせん
と蘆茶なりとも打かゝりし御して宜敷の義とやとも
る病急あらし君を敬ひ仕りぬ物町人ふとと余国の
あしき此ものを見てとも常に君の御意遷成ことを人し
何とてきやうなる仕ともみなかゝりけし少くほかなる手段
万民の安穏を論じあふりぬもれとふく仕りぬ事とも
先年巳閏乱の御邊りの時分も此国の仕置をは天下よく
於人のよき所志とさと云上あらして永代の記録なる
みることを承及し今様の目前成所心入にてハ所加増を申ふく
て候所ふと繁昌ニ栄へさせとも御まんみさハなしして所家

共二ツニ分ち所為すき逆意なりとて新了見中々中とふ
通ニ及ぬ御して他人の中ハ眼からとるとてひちとい
なりしかみききとて云ふ喧嘩ましかるるを見る
なるにあらハ次第て打家中ハ不存ニ福来を恩を受の国に
ハ福来れと故人とも偏通けるこれのたるの騒動
家代末闕の取とりて見て其後の方ハ不明人と見へ
申分ハなき後より一毛異に此物語ありけるとも申すのの人
されなるハさなれハよし家此不のものなりとも妻細にハ
不成只いつまてもの中及ひるとも謹とあるとも存知さ
るものハなしと申ける其附此礼中ハ形正のうちにしてひそかに
ハ行ひなと不の人々に御しませハ漸々にくふたりてゆへと
たちなれかり川の為方違てらち方とわきまへたる根本を語りたまへ

一樹の陰一河の流を汲も皆是他生の縁なりましてや一夜
の少交誼ゝ三世の縁ありしとおもふうちに最期るにいふい
ろいろ気さあらハ今夜のつまりおもしかゝりゆすと
いへり

貞信の国の仕置ハ後世までの
抑此度の騒動の根本と申ハ小栗貞信正矩といふもの
若古郷ニ在りし者男なりし中ね下借の御妹とん姫とて
生後そ生れ合ハせと貞信ニ嫁ぎ貞信より離ゝ
多くをもひ陰光の契りありしを驚ほのうかかまねハ
男子二人をもうけける一人ハ早世しけ男掃部と申ける
緒に妻女のおん姫ハ其の後ニ風の心地とのこりける
ハ後年ゝなりし成程ニもあらしくなりぬ故又国の仕

置万事の支配家老共ニ任せ置しかハ後ハ貞信ニ委任せ貞
信仕置を我意ニ任せ不義ある事ニて根ざしたる文武共ニ
捨ていまさる其日不足ゝとゝしく又ハ仕置ともしき不如
政の事しはらく時ニ貞信ハ不似合なる文の典に
在て之を致たる孝となし之をいまゝ百ヶ日と
不通ニとゝしく人心為し又貞信をいまのハやしとる
ゆゑしかるゝ我孝と立んとてきんや
為ニハ諸子し又の仕置なりとてもあしきと思ふあるへ
くいすとも事をあり此儀尤の様ニ見れともそれ悪意と
政事を用ゐるニハあしすまゝ皆よきを捨て悪を用ゐ仕置
の候様ニハ前ニ成りとし久しく仕置いたし候事も悪る
ハひと川もあし君ニも今般澤山ニ而家老家中の事

右奢なくしては恨なく□□町人百姓ニまで
も此ニ暮せしを盛なりとやけるてハなしきとも
家ていさゝかのハなくおとり飢としては老の家ニ
威を蔑んずることぞ巧ける
三人の用人加増しあてゆくりの
其比御用人兄之て 安藤右京亮 留守居書 林田龍助と
いふものあり 其節ともひけるハ此三人のものと申すを示
会てそれ儀を以て調と思ひ上川はるゑて其が頃を申あた
へしこれハ上代五智の人なるを殺すやけるの成ゝ況末
世今の世の大欲不道のものとても是ハ俤ゝ其憐されぬし
孫までも恨ひける其れを心中のハとやかくせとひとゝれ
ととくみのはるさの家ゝ其候ゝ申し能は事とこと者たて

因しけるとなり
安藤治左衛門事 奉ニ漏す
其ルよりいけるハ正矩が弟ニ替り 其指すのなしあるに
て終日は不家相続すゝ小せんとすも るるゝ相続安
藤次左衛門とて 小姓より 御留守番ニ成て それより 小納戸
西くニ御目付 追討の老みしり表書 始終は素ニ
て内心あくまでも欲ふかくされども 兵衛 [illegible]
まで常ゝ其條ニ兵入人ニて 知れハ [illegible]
と続しける正矩党と兵之人と知れハ 能[illegible]
上年寄ニなし [illegible] とこと [illegible] 其憐が
斗ゑて兵ゑせける [illegible] 次左衛門 [illegible] 其
條ニ思ひ 付 [illegible]

心へし微一命ありとも此身を主に立つし我か法ハ参知と
我等仕るは備へ此元前の御厚恩となれとて能く文字と
厚うりとして奉公家業の職を継ぐ次たるに譲るハ
次たる者も三人ハ相続する三人のものとしるれハ世話を以て
それハよく仕分して持ふさなとて以てそれおふさをと
何事も奉体一統ふ斉けるとあり
家中の者ふ加増とある事
奉公の者にハ中年も家中の者ともあれとこそやまいた
まかせ候さふハ其主をしらし候人と存ひ我よきく
しきハ社忠ふあるに二る者の加増と申すあるへく借用より守
代々たるふさ我くさふうし此事すると如きんつとも以て我ふ
うときをハ追込蟄居させそのふやふつきて有りて

と徳ふ拾一銭の利よくと構へふものとも我取へそう
きハ此為よく仕るものとて知行とちふも或ハ役料せる
私ハ家中の者も内ハ奉公任みさへ持ひうやきへハ知行
と取るを何物で色々らひ為さ侍も我もしくと見へ候
奉公とて返しるよふ言を始め侍人といふへしや候ふ
附たるとも下ハ面々らひ表裏けいふくあるして人の心す
あるふる況侍人能薄表裏ふ方と見つし奉公家来
ちからふか於ゆうりと使ふして明暮奉公たてしたり
なり奉公の者は縁のふきものハ或ハちから或ハ家来ハ縁
組を求家来ちからの二書子三ぢん子と見請ませ
し又ハ奉公人子のは仕の女勝本あるとも居られ知行取も
家中侍人々中侍人をあしきらひをり情して去うし役

人歩行の者にハ眉目かたちにもよらず或ハ利口不
利口をもいはずとしゆうらうき名立にもちんと腰
ぬけハ口もきかずとぞくきんといふも華も難
有しとてん從てを信ずるなり

田鍋平太郎奉公の事

西鉅家来ニ田鍋平太郎といふものありけるが人の比なき実
体窺如しなる後すでに兵部して法すると斗なりけ
れいかなる人も平太郎に能思ひ發とて主としく此法侍
礼儀を厚くして壹岐の守殿 吉修を送る中に
山崎か家来小須賀友之永為登平太郎と云しものハあまり
にかうしや途中まで出合時ハいつきもれとめしとく氣六人
のもらかくら成べし去ふかし大三人ともその月ハ義發

の君ヒに十度ミ 吉修か家来ハ平太郎賀年ニ家度を移
しとらや午後にさすの人こさへ平太郎こいろみゆへ
にちかくハ云及す門前ニ市をなしみける這か如くを
なりかりかれハ実体 謙言してあしき様ハ兄も
せ名く時世にかなふ体なりそちへつくりへといふ德ここ
あふ後ニハ平太郎様とて十なるさて年子息掃部ニ討
誰るとられまうまいて斗なる家中のものとも家
来まて御目見へといふハ為までなる御目見へニおし剥歴
られとの計出及ふとよりさて御目見をしたりなりけ様ニ
奉るとも八毛皆実体の我まうれ振巴奏よう出たり
これ时道世右衛門ける故ハ家老の奉るるハ呉國平敍
みとそれたゆしゐしられハ後ハそれ由とらてけんとと

いかもかりことようことてられり　今の貞作の様なるや
識ハ我ゝ威をつけるてと国とうもいんをとすふこハある
ましる田ハその世ハ公方様よりの裁許なれハ彼様有
てるそ貞作を棄て究めし之恩をもさるへ人とすそる
死てられるなどず　史記の名色なきるハあるまじれハ
其をころもやうえ　止事しろむ　本の人しハ名札作りて
いへども千様ふ家中　のなるも　兎已角　我ましふ振る舞
ふ於　本は　ととを　内心と　押をろうしふ物として　大欲本を
れ後ましき　心入ふ　それを　せるいとことふ　世俸　掃アと
世ゝ立んと　云ふうりことを　とろり　様ゝの方便とめぐらし
なる　明礼しなるハ　その掃アとやらんハ貞作か一子ふれむ
縁目ゝ非遠なるハ（ましぬ遠ふ）　世ふ立んと　とりふ　邪当へうもず但卯ゝ

らるあつや本の人しなるハめでたき　めでたし　ふかなる
ゆへふそ後のささきお寺申しこふろうなれハ是ハ不
うしとふ　千時　遁世者迹の　なかれ　次第　本の底の所
物語るふ於いへとも　理兄本ふ所成　或ハ所為乃とせハ一方
をてハ挑ら様ゝし　又逆意すと　いへとも　理をも様ゝしせハ
理兄としうきも　是ハ彼様れ　浄瑠ろとふるうなれハひとつ
ハ彼の為又その秋の歴ふ（ナガサキ）所都語以へとしりる本　奴のさるハ
迹の次第ふ委細ゝ申しやず　我ら於ハいへとも所歴ゝ生れ
いずし
　少將彼所逝去とそ
かく貞作る掃アと世ふ立んと　君ふる細ハ中将彼ゝ　少将彼
として淨るとましまする所年四十余ゝ　ふるふも　給へとも

只今一人と御しまるす家中の侍とも笔を明らかし
ろんと心中に祈誓すれとも其甲斐なく刹那年
以前重病を引請られ侍しに醫師の薬を用るよ
いへとも験なし針灸按して療治とゝのへとも次
第に重りゆく此時江戸醫師に井関玄悦とて名醫
ありしを幸に同玄関より醫師を呼下し薬を調
進仕ぬるところいさゝか験なし其後 今方療合
平賀玄純を以し醫師に申書をもつて玄純
御脈を窺ふに先は御疑に病あり大さは腹中
の御病也御元気をそこなへあそはし候此
玄純が見立には何ぞ此紛なるゝ先生氣持には薬
を不苦とて申遣れ此薬調合に仕とてもまたれと

を定業ながら延る薬なれは決にて可遁ものなる
此御病気中にも夙侍に看病の任につきし女中とも
桜井氏批判なりし子細は諸方被聞御懇にて大名方
の歴々の御病体を漏て隠れ無なり長谷川様を
とゆふものあるかは御目見いたさせる由同席人不審しる
ところなり
　御書を御物語ゆへ
さて程をは日数を掛て後は御書物御物語あり
尾張中納言様より御次男摂津守様は御器量とは
殊に毛利大膳大夫様御聟にまるらせ候は先にて
とて家中皆々まて先を祝ひまして東作は中にも
まひまるへいやく此人御世話なさるともいふまゝ

永盛せいとうまく成掃 並も 生はへなくて まうあき
色こそあらけさあれもつきる 物おもひとて 叶ねども
八年になり
万徳丸殿浮素子に成給ひつゝと
家に永人常にとて中将殿御合芽をこれ子息に
万徳丸とて当年八歳ゝなりしが給ふに先を御素子ゝなり
す給ふにも これ附しぬものは我方様ふるのれ
と陪座さかれらと継して身し合もるてめぐさん
を自由成十あらふハ掃尹と世に名人ある業の内ゝなり
けるいよいよの浩太為に武るせむと御後する浩太為先ハ
たふ浩すあらとて 能多三人ゝ用人に御後して出り
三人ゝ時なれども不足と思へども 黄作合点の上なと

文は不こゝに 皆名と国人すさあらむ上よ とて夜ゝよ
これハ浮き而ハ我一子にとられしよりこれゝ何に定ふ
しかるも家中のものゝ為にれいいつきありしを見さ
と我が十との浮気ありさしハなる立 せんとて色々
武後をうとす 右方様あと大名らる子ハ家康しかて
後もつらしさに万徳丸を素るに斬つる一服此子なり
とてさるまりなり 黄作大さに悦 物浮守に詑と謝
んとうに家に安座れどもつと思ふものあり気ハ浩れる成
とは隠す之旧しえるれものゝ其時黄作に追従しゝる
ける家に其言にぬけさしれよりこうる此か増ゝて 委者出
故なり 浮黄作 斬と悦 さる ことなゝ 浄守 此ぬれども為
と又二ゝ其か増ゝて 以を 古うえ よまし て 万徳丸よの

御ちうて舛ふうり小岸政光とかしけれとも先ハ其
正矩ふよし思ゐさ申れとハ云くねとも只無理柔和に
して欲うしてと味そうしてとさうみくうしかしぬ旅
とて九かちうお捨まうとハ舛しれなりされハ古川六兵衛
井伊川光ハ皆正矩と一味同心なれハ身のみうそと申ける
うみの役人もて舛うりうり
萩田主馬家老ゐ旅て自片山式部よく知れ相役とうり
正矩法なるに申けるハ家中うちも大きうるひき改ふ
といへともまつ一方れあんきあり片山主水萩田主馬なれ
らあ人ハ何とそむらんむつかしきかれ難ありうらう
ハ欲ふうきとのふれハうきうる式部ふ御法役を仕付る
なれ知行をとりあへさせ後ハ大形ふひき後つへんとて

存うへ又主馬ハ役ハ呼おし家老役にて御礼をて引合
自由なりすさふへ申さんとて此役ニ人の申れと相合申
されふハ先とて先式部ふも不行知行とかゝる程く
うちふ依れも合くなりていはぬうちぞと主馬すへ渡す
九十かと以役をとをいふる主馬何ことやらんと対面仕
うれハ帰りハ役ハ御意ふも家老役御用を四ふふとうれ
ハ主馬達も辞退仕なれとも九十郎も深く申候すハ猶し
理を尽して申る程ふ主馬も諸事於お後ハ申すと
いへともなたなる当分内藤役光ハ人として相合さ
ふれハまう指図役ふ及ふて連夜まって宛うるとなと
ひきるハ我ある職所といへとも皆ふ更仰り升ひ我ある

さて其なしとて虚病ノよし　奥川へも川添る柳
沢之家老にしらせ不届てや　と存色ハ奥川一人
して家老を勤め正統ノ仕置なしさといはんかれたる
有しも馬を家へ不残なしハ従うか従る馬ひ
人数ふかれハのかれかしさあらても　白馬方外ものも
つかふ批判とすなれバなしさとて家老にも申する
とをさへし遅黄久之永も通ふ黄ぬか新かとて引
夕気なる人もんなりを求むかより色にめてぬかきけき
ハ上方よりよき女を二三人呼よせ奥川を申得るゝ
加ふ酌とらせ秋すかす時酒もりに一ヶ月にに三度ツゝとて
たのしすと答へけるとし
国浪当主あ奉を分り隠居しるり

当主ホ存らの後にしと奥川の行御せて見るふひとハけと
して御存役みしぬとやらん掃尸と世之々んと思ふの
ミんかさを見えのよりいける　有尾不調して其とて悪
るあしかれも狂たとのかれなし又奥川の仕るなるも
ひと中れをいさみてもの川をなこしおくもとミよりきれ
キどなそれ淫みし不淫ふと隠居せんと思ひ或ハ
病者にに好或ハ床ふるとて役義ねらひさせとて隠居
とそいふしたる当主哲宗と名を改めらくし人をそ成
るなるふたるハ高彩んなる病で川信もあしくなぞりけり
あ人ハ女き　時家と川也たるとそ中なる物年より従と
かて奥御行とも淫或なして奥川ノ一門と云對ニ心なくと
色ノ成とのなかれハとて奥川措当と奥御行となり

内記か後元為ゟ存れうし成、隠居とはかりしと
去ハ人ハみなりけり
度検へ御意に入、更作ゟ立こそ
更作ハとするかにかゝるも度検ハ御意にも入ハ我思ふ
まゝに調ましそれ入るゝと業する家ニ京都よりかう
諸方ゟるあり、後々ハ御殿居様と申ける、西組此御殿や
能々しるやとおもひ骨致いたしける、様子ハ東江か集と
云しものと弦る此文既に部事何ら小名隠ら渡り
作名様と云ものと家老ふに参りける、此作名衆と申
中北ハ元ハ家中の士なりしか、更作かとも力に参てよし大き
とて社草に申付る、それより多年ありし加増をもあり之家
老まて云ひ上りし醫師あは居皆と云しと参りける

此居皆我ともか内より知くると更へけるか御殿にて
後に上播様と申ス度雑費料役人にまい修る
役人とも射想て其費布式の作様様のとふしとは之る
其名あき様を作りぬ増大色々将内の山居家と志
ケ大ふし合銀を入様つるし御殿とこ素ハ也ん
其へすゞみ事秋ハ月見そのあとに将様の霊元とも上播
御国元にて是又更作又そもかてらず御作仕御菜様の
御こまくの御趣便とまはすへきることまに程に御趣山ハ
大名の御方ミて方御しきれをあし様とも更作か
悪心胸にとをかへてすゝめ申すふれハ其元ニハあしきと
皆まゝ田をひきかけりそれのみならず我館へも招
請仕り様様て秋し剣を兼年久しうか家居ると云ふ全

平なる事ありて　御目見へ御仕上﨟の御仕出ハいかり聖村
とて申しとる事にみきし色ゝ此池色とりし上﨟
此ところの時分ハ呉服やたんの六之丞と申小嶋の色をよひ
寄りかりし物とれ呉服とハ小きものとを見せつかし此女房
たる所見てと目ずきみとれとそ川色なる女房も悦て
思ひしれ所をとり英作伊都と此所家老ハ天下にはき
ましさと思ひぬ其のあかり気ゝさて又所願之へと上﨟
とめしつきられしこと皆英作りすゝめし於之たとひ君子
たる様は思たる事を物ゝ少機嫌をうかゝひていさぬ事
きこえ尽し所事を尽さる人へきゝ出ることすゝなるを遂
人情ゝまゆへとも君子志とある者ハ皆英作をにくまぬ
ものなるし又英作と川とのハいやしく存候えなし家來

反様ること御としる事上ハせらして所に御意に入さる
ことさなり申すえは所ものに鷹野なと上らり
ことなきことくらしかやし如何紀州事は宮ハ尹てに世
を御用あてなき元祖家康公と三人の上﨟て御殿
かく所見もあり其所三人此者しく年と
と此三人と申尾張紀伊水戸是なり方様ハ末の時も尤
まさ人の家にとき此者なりける三人と三人と抱置逸山此
えらへて尾と申文もあり其意ハ左しく此悪ると門
出しなるく所あしくもきとゝハ桐樽入此所紀ゐ川近在ハ
奥陸守殿三谷亀次と川て今此大名に其とて御家抱
迎へさまれんや人能とて申しは所身の上かれへて此浮しみ
てなきしてて末代此先へと伝らんと申人もあり反様にき

ゆゑに定まりける　左様近年法の人までも近
所の俗人東派と申しける事　西之寺諸の寺
さへ大蔵院と本願寺之門徒寄合候本願寺御坊にて
申上候而も未だ得心仕候又後ハ東派方の説や方へ
しかと申入候而彼世中より左様ニ申上られ上東派方
ゟ見て御近所へ添寄り候御近所山科寺いたし居り
まかりし御近所後坊り上檀那之事ニ而　其の御寺へ
さらに物持ちの御山御坊並寺町にて御別院東
派の御坊の隣ニ御座候と相見へ候而諸所ニ
近所にて浄土宗寄り付きと替地にて近辺寺
ハ東派御坊ニ而御座候所川料として金子被下候
木之方の役人に致し御地御上ニ東派仕候御坊

とて極楽寺ハ寺を拵へり其上百姓地にて東派
御坊是ハとて其田を返し候田を地させ諸人に出
批判する物御様子より当住へ去年ハ御上ニても当時
かしく候而御尊うしろ候へき東派やと申すとて
御けさかるし也雲の内ニ其外之本院の事
御出来も出しとも御坊ニ東派方の御坊にて相見へ
御内候而てもよからぬ事と諸人なけく不
同事也

扨又浄土真宗にて阿弥陀仏之事
其村ニ浄家へ出て申入ハ御坊の三ヶ寺と申して
面々不の方ハ浄土真宗ハ見えし東派と本願寺也と
申上けるさあらばとて定まりけりと云事

御巡見御代官様ゟ支配ハ何れも三日路より
居給ふ人々も多かりける稲葉とおもひける百姓ハ丈にあまりたれ
彼是ハ黄金なるといふ者ハ其日にをり女何れも米沢
よりいたれる清き林宗寺雲岩山八幡宮に詣ぬ
御乗りて御巡見山を廻り御居給ふ人々に寄る山家ゟきこしえ御縁
大かたらん東作御供にて上臈様ハ夜深より一時斗遅り
居給へ御供にて皆ゝも遅きとて諸人不審あれす
とて又御居給ふに集しハ往来の人ともあれとも加賀
御地の能卿とも一足とも里をかふる急しふ覚えて焉
られ様しけるとて申とも通りさがるふよりて能卿の有
とても申すけハ先は不残後様御附ふれ御あかなと
覚え候ゟて御巡見様とも申されけるハ沙汰位

よりの御支配之間落道中案内とて高木伊野右衛
御支配なり是ハあまりしく清きいまゝ之とのちること
引之と批判する御居給ふの之湊よりさるうに向はれ
御巡見ふるふよれ山ハ能登之湊東北山を朱山寺う
らし山との御巡見して面白かるとて思召ける故文かつまれ
海人とも数十人海上にうかませ魚とれ貝なとうつき
けりけしと面白やなとふハ思やつかさんにて竿ゟして大網ふ
網とも張りしいろいろの魚ともとらせける境海人も
御網とく揚せ網みつけさまぐのかさとするいと面
白く思召しミ興ぶいしも程ぬれしね那天気俄にかきくもり
大風あらくふ吹来り白波せりひをゆふつゐてなぐあ
しるまやふせ人をみるなしちりしに吹もあれ甚け

くことハ忘れさりけり殿様ことにこれハ不怪に気なり
いかゝ申しんとなせられ殿も殿あへて上膳を先に立
御堀の御船あり神主かけ札を張給ふ故にとりめ出やと
あやしむもの多かりけり殿なる門をあけ渡ちて
里とゆかしかりしや定脚のものの住ける人々の伊賀住居
そてかゆうしのとそ支配をなし気なりと云ふ事なりける
出給ておなしくおなしくそ元御江戸にて是れ
あれ今しとそ下乏ろうやうに成つそしてさらに金銀
をけるをやにうる御堂に入さん正矩父子よりも
申すに出る忠んと思ひ召しける戸田伊賀守長度石川
春良同居そて居るより申す事共に長濱とも云ふ天
神へ上るへ御気清なり此時殿様にも居なされての御退山之

由天神へ上膳を美作因幡として気の此時にはなりて上
と美作とも仕組不宜事なし石川春良ハ七十余斗
成り美作と上膳の振舞ハ一町斗はなれて見て気の
事にもたゆふと語りけり其他ハなとゝ為し此事ハ
けし

戸田内膳と云ふ人有て

戸田内膳とて御寵愛ふ成小姓なり本より家例を
知ざる者なり先ふよくおもしみ申さすんハあ
りけんと思ひ此内膳事とて始終ねむ申して殿色愛好相
成さも太あれ金銀入用替請給備へ申しすてあまへける
也御寵愛あまり申されハ先例ひのるそ申しけれたと
云ことハ此年ハ永略にて取申ける例年

知行ニ応来ニ役金とハなとり出ニ候得者扶料まてに改
上ケ候ニ付家中ハさしく手当なく切離候ニ付
ひ馬は無之も拙者ハ家中ニ一人もなし去迚ニ内縁の
警護は時ニみかく申候ハ内緒の雪隠は始み板金
かけし大形我らの扶料は入目まて御出来なんと申す
さもも恥しや是はまし十三る事は知行の外
ニ余る事なれハ此あて之は皆是真作の指図とて子
忽したる八内膳を真作を露ちり程を漏さす
不足明置申候とて誠様ニ申候え内膳真作ニ而
なき人産見せんとて無理は年来ニ血判して正矩
すへ送り其誓文を御家ニて此家渉法みつとて事と
一ヶ書とめ御知せ申すたとへ如何様成御隠密

みな相済なりとも我ニ及ふ事を隠し申間敷候
併しなから御野心露斗もなきよし誓紙のを
送りけることなり面々も御家之為ニ悦ひすらなれと
美作ハ程て聞となり
酒井雅楽頭ハ此へ忍入りし事とも
かくて美作子息掃部と共々んとなにに不根深増にして
明暮取あつと好らんともかかる程ハ内縁を結し
めし合なりとも公儀不調ハせんなし雅楽次第ニ結れのみせ
頼みとて申なる真作中なる与我とも方様ニハ十ヶ年以せん
よりなれへ忍入りしをハいつしか申え深なれへ忍入る此度とて
大名ハ余ニ銀を多少も望みをそへて送りける上代とも末代
と大身小身共隔なく親み候は何とふなりしいまそ雅楽

従ゞるも悪敷ハと思召候敷とや又勅使河原三左衛門ときゝ
これあり先ハ雅楽頭夜出候て彼方より伺ひとも
候と思ひ給ひけれハ駈て先へ出也揃て書付を送り
けるに中ゞ番衆押出して其上に更作方に侍あり
去れを勅使河原へ来りし三左衛門噺に次第に付てここも
かゝりしところあれハ家来に使を更作迄申付られしを
あまりて送りける故村三左衛門出ゝ次第に山事世に時を
以て三左衛門ニ申されしとまりたりけるしかるに是ハ討手
更作かく申て職候ハむとて　今ゝ承る送りける三左衛門さ
此ゝ歌を以てきこゆる事にハなされしと人入れ候を仰付　三人
雅楽頭へ御ゝ執成申けると申さるゝに其承知されける
ところ何ゝ承りて従ゝに夜ゝ九つ左衛門庵れたゝ起りける

九ッ左衛門ゝよりし馬ニ更作すへ書状来りけるに
勅使河原より彼方与ふ礼状更作ゝへ来るとて九つ左衛門
と揃越ゆ是に手紙揃職とゝしかる御しきに上包
して九つ左衛門方付来て表職にとて礼状を書状に出
更作一人の宛にして　ゝ向へましけるに　手目之馬に
自由ニ成たらふより何とすへからんと披之見れハ勅使河
原三左衛門ゝよりゝ方より礼状更作すへ来るる状に
なりし馬不審に思ひ又詮儀更作すへ揃職也
小栗掃部浄家門にも伺ひける
書院に次左衛門更作申されけるハ先掃部殿と浄家門並て
ゆうし家中外ゝのとも不審敷してきても千度浄源兵
外浄出来る外にて候御して結ハ其とも申しきまハ更作方

ふと我とハ申れける畏りとて内藤出雲守ハ太十郎一味同心なれハ
手に廣田内膳と申ものハ堀尾権左衛門山崎外記山須賀左衛門
佐久間忠兵衛黒田彦四郎此者とも能々示合掃部を
御殺しに付候て忠作さまを頼まいらせて是をも上らせ
ちかひかゆる事となして上る是に御持扱と云れ候て反旗を立て掃部
と忠作が許をたのみ歴々の猶之家門の無く上候て御さた此事の
不首尾ハなかりぬへしと御申れてハ西国之国も属しけるかは
うれ為つふハ我ちと云て国を属しくとて忠作つまにハ
さるかうゐ事ハさりとも一人も同心せぬ事もなし
ともかやうにまりて此鍋のしを文字なれハ申すへき
躰みえ見へさりけり
掃部御家門成初て此儀ならす

ませとられ明て元日掃部登城なさりけるに波多野
此けいまくとくし掃部が格式御目見と我就任人々
人とふかり掃部を御家門にぬ初ての御登城なれ
ハいつよりも花やかに立出羽二重の白むくにちらし
此しめ九しにも立浪とる所の紋に物の上にぬきたた
り綱の綾あし筋かりに打かけ相模守にかへ
御紋様は無世の時なりとし奥も御取式より
ハ万のもさみ筋万の男か出かけかかやけ
と思えて忍ひしに世の人々見まいしく思いて
あつりと思ひしに通りける面々の次へハせいろう
黒きの黨八人て万の間成てさや実ともんとして
とめるもあふりと帰て通りけるりの先たふハとか

すゑかしたれども何もさしふると致て静に待なぞ有ける
事み程に事履ならさるこの子にまきてこそとも
れとぞ申さんざめりして通りしハ実もゆしく
見へにけり是まて参上たりよりかりてもろふ
角ろて仕りくもへむ中小姓ふと様相ひかして通り
あれと申せしハさもたきらふ いの役まさの奴り之本より
四澤平九郎 作之為本にたれまて兼てし安騎装束かり
掃ア供道具三本宛為持より 城中まての道すから
みハ供進に有とも誰 見るとはふるさとも唯さ退
まれさらへ御馳走あり いや只今尾くハ此門へ見へは
すうさもや 御下る騎るり御登城とて我先て出ると
唯掃ひまをとりかし 細文御式是にて山崎九

郎右衛門 小澤大夫右衛門 作久間忠七郎 黒田長兵衛さ
外先事為我をうしと致の為後れたるてといさ
みふこつて奥へいりまうく 御此中小姓そうかなをと出
り為至へ入湯あそれなこ沈之すら掃ア有此御威勢
何ふれとへんかるとなし 甚日のまか出為所以為先て
ト有て後とさひしふ志ふぬ騎あて居りけり此後
男作って出さふうハ 出お内へとは何ぞそ見ひ出
出んとさひかり 西目より御所拝おとして 男作る
より桃村はたかとも小或ハ其後或ハ今 柄有そて
呼ひしれてを申遣かり 二度ハ来くまて 能桃村やせんとの
ことを出へかり
人仕合不仕合のこと

其外ニ萬石ハ萬人五人ニ千石部人ハ百石騎ニ於法
又二人ハ御武運ニ於法ニ仕の行列又ハ又右ニ有付
法ヲなし候ニ其の也で御事ふ五人として人闘敢
そ致りける大塚迄もなる事也其後の事外
へ入たるとなかとおしけるとも翌日其作方より合て試
ろ也と法たり宮々家みると仰らぬる其外もらに居るか
こなしむ其作ニ鎮ニ志もれ年の御ときに日出度仕合なり
御行末繁昌ニ家人と云ひしにさハなくして其外しより
家来を川法兵とむ御家年頃家来まりとかや微に
八幡の御託宣ありし鉄丸を食すといへども心をかまし
人の所と不法とさもや是より掃部ニ威勢つよく成
て掃部候とかゝる　剣家中の歴々是ぞ大将で初に

なれば役人共ニ掃部より度々ニ召し状が來りけるが
　家中の侍共掃部へ見え候けり
去程ニ掃部ハいよいよ威勢とてまし一流ニ思ひ自然
と此ニ御様なしかるして其後様て是人と申
されハ此度申さるハ安きこと事なり其御様見せ申
とて申けるハもとより表裏なき者ども申けるハ今度掃
部殿御家門ニて候節ニ仰出國之能く申せハ
其のこと又ハ御為ニとよしと申されハ彼者つぶし
なきの儀ハ前九の後ハさあらで平たる事まで申
候て御國之仕由申入られハ明る明後日掃部して國
之役させける去程に我をとぶしと平たる方へ申入御
國之仕度を致しけり國之なれ　御所へ鴨緑ニ致ハ出
書

なとして我先々と争ひけり　一生中ふかくと心ある者ハ
奥作帰掃戸ゆ為りて尚ふりて　同見ハ　て掟い先た物城
へまそて残りけるとそ　さしぬ頭をいたる也　左しかる文録
よりやきける比丸作ハ当极まりしとも　時世を修ふ　あらはされ
我ニときは大不入気也と漢て　徒あし　何事とて之と及
思案あてられてハよしなしとれのみなりけるを察
此月見　ことめて　ふ打振巴てやと承及ハ　一生け遊ひしと
嘆之をきよむ也て　弥と　いふある　帳　理を能きまけ
て同見し給ると申人あり　此後ねとそ　ふ打同見之
なそ残けり　更人ある八ハ此まはしき仏父　此あいに出生
いふとやにに小十人より　あは侍　應られ者　さへ同見
とて　ゆるかされ　惇ちや　我ニとさとれ者恥とせるハさふ

かくれとりさき　例ニ今をしまて　出て帰　不同見　残てかり
其より上此中小姓納戸物奴番頭なとハさたまりてとも〳〵や
みなく年々ゆかり従ひしなる所底一ゐ極めるて宮ひ色れ
わりしかれ　掛津を申も　流此我従者あらしか多此うき
とや若ひ見ん帰十郎なりて　飯を代々て同見ハ　お役なり
定てくもしく若ひ此人とはしもかりかり同見之此節
大取一籍克　村条之歩ゆ士升　わしけくへて扁すへて
同見之残けり　そ日ニ一当人ゑとて　て残らるをあり
同見さてきれ日の内ニ奥作成為ハ条さて　かゝる掃戸様
へ前尾　結ゆ同見之仕　物ゑ　来る　同差一種　指上ケ申とそ
彦鴨ふて送りけり　乗なるけす〳〵り前持れ　前尾　結ゆ同見
仕り候ら　進上仕りとて　彦鴨　報るふとましく候ある

赤井翔に浣様ありて長作腹とり
山添ありて小沢蟹有之回上元存る 松井仁右衛門長流へ
喜作知略とする
長作其へ家わらしと喜作来る 従に人並に喜作は其
之同に不足とて 此大臣様 其大臣様 云ふ衛門 あさとやし
とうの 長作家来は表と能く 夏合長作何ぞとも食
ふさふ見たる物あれは 是織右衛門方へ 城ケ鯛麺に
ても見よると 唯今まてゐりと 後新発おもへし所
急き住ゐとて送りしに それは幸のかほりとて 脱ゆし
たり 魚包のやうにかくし 御進上し 長作夜分何ぞとも
調ふ来る又それ申らは 早く遣し 其宮へ 四季へ初
也 其継ものは 主る 一方 時の直段一俵小買ひ出

ことわりとして 下役と共に 御進物なり 而して長作方
より 望みの魚又は多き物と買に来れ共 それは堅くとて 頂りけり
彼魚や早く 彼人へ 送らるとて 尚急なり 又
長作か買物 彼より来る由を聞て 魚を送りしとや 夫より長作はと
かくして 調度と中不足へ 彼魚多くと 送りたり 長作大きに
悦び へ申して魚多く 物に取りとては 能々打寄り 大ぶん入
別て 嬉しきとて 返事書て 篤と面に御礼申し
実親と述へ 厚く礼として 定めたり
常存寄に様子拙者 喜作送る荷 石井甚右衛門風呂
源四郎 喜作として 頼みなること
実に喜作来る事と下 半人 其世中に有として見るに
此を以 長作か仕道に御知れ候へ 役替させとて 皆

すまふ新参古参の構ひなく随分仕ける志ハ東西
贔屓なく我身をかへりみれハせいきんの人よく見えて
ちいさき船色ハなし蔵もなし四ツ竹の殿の許ある
とて知れも知れよし昼夜なく一生の暮さんと申居
を多く商ひせしやと思ひて妻子に向ひしかる我思ひ
に細ありて多より下女に人借りつるなかにすぐに
の金あるも大形ハ銀をほして帰りて茶なと香をたき
とむるなり それ有丈つかふ金と焼物箱のみを
ハ金不足しの段なとも語れ いつれも兄の成る故とて
ひ終ハ古里へ帰り語へとそ申ける妻女是よりと出て
いらさる うきめみも見んかためなしハそむしとは存すれ
ともとる つかふ金と焼物に金不足の段語れ候成

まし縁をもとりてもつれもしけも里へ帰りてもれしみそ成き
り面白のさか 此ほど我兄と語る二千六百切米と二千六百
東西の肉親へ送りける 面白くまかなハ
せいこそちいさくみなけれども古連ハ利口な志ゆとて
都て常語少なく人をこそ成すなる男文 浄瑠璃無芸
けるハ妻いたしつかなしせし商ひする能の志ハ如何
思召とのみなし 我家業ならす面白に切米を
申ましきの人あり外ハ皆知らと親代より家来
なれる家人ハ志ども残るかなしとも見えかたき家知り
はえなきと成すん 其後我一人知る事なし 家人と
口借りくへきこれ口借とて両脇し語る一事とそ
ととしはかまくみなり残に家の[illegible]切まる [illegible]ハ関

川まて行かふし鵜のせんひとくゆるよと甲斐ふし
さあらハ事済すへきとて那れぞうと止良作平
たちまへ名残尤済し次なる内記中へと其
し跡のふしとくりける依之上る関山へ湯治の山川も
使番までゆふねとし惣左衛門とう持せける此役と申ハ定り
て上るしよう銀す請られ思左衛門とましける子故伜あて
お船られハきぶんとるへ申所書て川ゐりくじりて付ふ
夜様御鵜と通りける惣左衛門鵜の役人滅れる船申もかへり
らずうけり来船ようそあがける惣左衛門ばよし其とて惣左衛門
の子息ちなふ悪安とて明ゆより川迄ゆく誓紙の
趣そこしらへる子息気ふ鵜して手ありと為
たる也御伜気ふ散々ふあへども今日ハ鵜役人不足ハ

関みかて明らかハの番川ありと申けるかふ所々良作驚は
坂居る次左衛門良作へ申けるハ惣左衛門伜明かより気ふ
散々ふて此書川申之とあるの鵜の役人不足まであまり
とて実ふ其さハこれハ其さハ御まいるの様御座候
良也其気さうすと申ける良作も今より何ゆうまで
ふ今朝役さうやと云書時ふある大よかんし次左衛門
やうや御なある大切ふなれへハ其急るの御鵜こハあさらぬ御座候
良し然るとて呉れ一重役西紙けり惣左衛門申けるハ五
年以前より一ヶ所切米拾石宛の入目と書信に送りまれ
為も有年ときあれども君の用なし御事文ハちゃ二度
と京まいりとうく何うまも切と情く事なるかよしとて
申ける之石井勘介とて役人まいんあいましてかしこき

とおもひ先年呉服江戸詰之節 御呉服も江戸高ひ
しと申すに大切な衣服を着る呉服の事なれど
分りきたる事を申してきたと買物にも其
当御呉服調申ものも御用物は其外に調べる物
とハ七八反物調と申たる事をも申せける物に物ハ御呉服
物ハ買物物ニハえしらべて 其者の内申て其の形なる其
の上にも其物を送りける物に呉服の事と申たる事とよく
と思へる近比年たる事ハ其物に呉服も當御呉服調之
拝借之風呂敷田舎を大形の衣類を持つ事也 此者人
とて呉服ハあか 廣呉と出來ける年たる中なる
ハ右并御呉服とても きりとハ 諸物世料の外にても何
様役人よりも御仕立て あしくも本にて 御しも麁相

あれる役人に御申付て 諸物まゝ申ける呉服いかにも
と働く事なれば 其度毎に江戸詰當役をもとと役人にも
人諸物なるさ 其の外の御役の諸物御役に申すにも 存り
物ハ其人いかにも 諸物をまさると あれとハ 御役に
役つかひ おとも申付る 役人 其外に正月八日まで 織物御用
諸物しも 呉服ハ 隠密之 決たる 申付 あれハ それ
物人として まへハ 其知りなハ をとれ 其物申すとて
様よ御けもと人も申すとて
掃り 御隠居之 御好み なる 下段企てる
其物にも 御中 おとも 呉服文字 の中 此たる
あひかあかけ なるとも 申すも 御 廣と申す
申を誰といふとも申上也 其一人をもつて にも とて 其人に

り次郎左衛門ハよしとどまりて人届申候館へ参り申ける
国々名所見物によしと参え名所にかえり候へと申ける
されハここよ鏡と御顔て春色見て給仕候といふき
未ふと御意と形じし悪業とおし浄きとそ申ける
其時次郎左衛門申けるハ我悪業と思しめし候に後様そとおぶ
とは東山のまへまかし勿論家中のまへ九八月之
さく後縁ゆかりて候ても浄きいふと申御隠居
兄弟万之助御目ゆ御まなみし浄土之不識なと子細
至まし種に雅楽之助女之入道之勧役京と鍛
我が申しとの殺害何のその細く不候たる
三河の国の男とゑ被浄申候とも女有之ハ左うさ
あらゆハ九ちふ申付　三河の国をハおさきふしいま

八九才頃ハ一間斗の奥にまゐりて時に古今万之
浄土之浄まき志あらん掃戸様御世に出させ給ふて難
有しともに和様と申しける英作はらし頭遣にまくこ
ゆかりのゆかし添物し有りとていさみけり
次郎左衛門之薦をたまゐし事
めして次郎左衛門我家に迎へり候しくも名ふやのはに
薦にし入られふ申出さるやと名をいふ所那村とて
例をゆかりし女ありありよりも縁に入たるころ
も二人の女房とを付申けるハ女姓なからも結ひ
後様ふと浄小浄年より常に六様の歳より
とむします浄後ハふ女ん限るふと隠させ給ひ八上
薦様何をかかなしむ給らん定て京都へゆり

あらふん今まで御家来こそしかしつききと
めぐしと吉里へ御帰りゆるしんと相らう口惜思召候へん
と御意なる其上若身に御座候御座候へとも一両輩人の内御
隠無御座候て御待ちの内らす其意に存召候
に御隠居無念に存候へ共御座候に御申上候幸山栗椿アどの
御帰なされ候て御家様へ御頼み御隠居して御座候
と定まり候て上りて候と上藹さまには其御
母様と御座候御心得と存候にて候しこそ御座候には
に御心ま次第御中まで呼出し御座候の事こそ候に随
二十日御座候我らに世に候御も御如此御座候
無御座候其御座候悴共にも御置申て候とき
小山栗一家は未だ浅き御座候此段御

中々ならで定る家中にも者候て申しは其子細三河守
様御一人にてハ何と申さん あやうくなり二人
御世々継の上家中にも若とも聞こえ候てなお
さなくハ家中の事も先のためにとは 御様へ御頼あ
れうしとまことに違のよしみと存じて候と
御首尾調ひなくてもいかがのと定て一門も存じて
呼寄参らのことと思召て疑ひなし 御様御方と同じ
きことならしくくやしき事人つかしけて候ハ随なりける
あり急ぎ上藹様へ申入とて花ぞ立より候
上藹様は女身のゆゑといひ家中の為なりしに候
するへ申上とやける
御たいの御ためおぶんの馬へ致す

次左衛門心中にとにかくにおもひけるハ此上ハ右馬之介ハ少しも存せぬ様
なる上ハとても叶ハんと思ひ右馬之介ハ兎角面向して
四方山の咄の席に相成候ても少将様の逝去を延へ此上も
御家中にてもいかゞなりぬべし御家来へハ申し奉り候
此上ハ何事のかなしみに不絶ハ御先祖の御霊魂へ申候
入替て江戸より御公儀も少将様之御遺言の旨ニ付
跡を次郎に継らせ候て成置相成に付御用の御願
之御病身ニ付御所労にて御引籠ニ付御家中皆々
御嘆かなしみいたし居り申候やと夜楼成とも御年も参る
当江戸御公儀も格別の思召ニ思召被成候と定て
一両年の間に御隠居して御部屋御出生の御跡付
幼少の御方にて御隠居候へ共其跡目幸と

あらし帰り候て御用や此の由を申上ると
の由仰にハ相成にて一段の事に候と右馬之介にも
仕らしと呼び出し候へと申付られ次左衛門にも
我らに申と思ひたるも右馬之介申付けるハ
申に付けたるハ御前様へ申上よ今
て申され我ら儀ハ存念も有ましく何事も
御前様へ被仰付て御先祖の御為
候へ共さらさらとしてよろしく御座候
ならハ此段御家の為なるへく候
申一通り申上てもあるへく御座候の御為
両年ハ不易御先祖御家の為に帰り候て
あらて御くし候へ帰り候ハ御座候と云

彼か一子と云は、器量も大形なり　末も不安なり
ハさみあひたりけれとも又情けいふ事子細ありて部屋
住まゐなりしは　あまりに此度一度と申たりしを　其後
合点仕る事と申けるか　其時次左衛門申けるは　能別
に合点ありて　もとより申されると馬に申されけれ
すとも能き筋とて御心にあれ能やと申ければ　扨は其年
頃御様いか様にも心得なり候へとも承り度く返りては尾にかゝ
りたれハ何人に語るへきとあれ　二つよりかまへ侍りしか此二つに定り
たる能やの事子細に掃部と其後とかくありける
ハ其彼か筋能手　但武士の家にありたち萬に経
命ありしとも何人にかたられんもとより　またしき盛り
の其御家の能き何人にあらて　我か命　栄花にくらさん

すか武士の家にて一日の内に死せんかなりと申けるを
されハ次左衛門ことふよろしくて退出す　次左衛門内にも心に
思ひ様に馬の心入和きて叟也こゝろをも
諺にやとおもひしかとも　馬のことふて出てあきれ
果てそ帰りけり
　上﨟掃部を養子に成様ハ申あるす
其身とらわれて明くまじき延宝七年未四月ぬき給ふ
なり　三ヶ日の中後儀もせきれハ　あるハ掃部か宅へ行
成と進めけり　上りけれハ　ひそかに成と申すをきけ　以ての外
こし上﨟をききしてそうち成ける事始とよひ　又ハ
掃部とか養子之儀可申上由内證ありしを　すてられ左
られと云にれと云　自由成儀ありしとて　其後色々ありて

上り玉へと申しける　珎菓珍物にて御いろ〳〵の御馳走
有て久しふて又御酒も始まり　御前何かの世話
ならと云れかせ玉ふ　ことに興に乗じ給ふ
うちのたまふれ　乱舞の時に　殿様にも一入興に乗
給ふ　有ける　夜に入りける頃に御酒宴も果て御休
み成る上臈　殿様へ申上けるは　御縁を結び初め
より十八年の間　御例の如く　かくしもとも終に一度も
御機嫌を損じ給ふこともなし　壇しても　殿様をもあとまつり
成し御父の目をよろこび　余り難有き事につかまつり有難き
栄花を極めしも　皆是必竟今生　定離のならひ
さいなるきとおもへども　名残を惜しみつゝ　殿様より
御先へ参りて　是の如く　いう斗　よろこばしからん

御跡は女事なり　殿様より御跡に残りなば　誰が憐に申下
急ぎ古里へ送られてやしきを出行まで〳〵の
栄花を見えてうき目に似たるや　と洞みて
御申ける　殿様是を御聞して　不便成次第なり
御身が申こと我もおしく成もしも　後の世ぞ
よるべきと思　御気色面へあらわれける　其時上臈
申けるは　いかゞ申上まする　只御家中の為をおもひ給ん
あらば帰りて　御跡の御弔なさるゝとおもへて　みづ
からをあはれとおぼしめし　あらんかぎりは　御ふびん
みし所　親と難有くぞ　らうもめ　吹合点よりましかさ
む次たりけることを　存ずる事とも　又そばもなく　殿申
上けり　殿様也よし　笑いいうと　ありけり　つかはされたん

かくと聞召しハ御ありけれとも上臈
大きに悦ひ給ひけり、彼方へ御養子の事申せしに
度様大形御合点ありて、やかてのしに御返事あり
く思ひけれとも、事ハ誠ける、右京兆をかへり
右ニあかて御書ありてハ、御国より度々年々や春
やうやうつゝや、あけて御見参、後ろを御供の人に従ふ
とかく申給ひて御の御返事、既に日々と、菖蒲殿とも
越前ハ御物とて、かくしも上臈ハ京都にて、殿様か
先へ参り候けり、度様ハかくのことく見し、御物識まつり
右京大夫門の御地にて、御馬にて越前の殿(けるか殿ことて)へ参りて御地ふる
たゝれハかくて、少将したる人と御やさしける、右京大夫
ほかふかくたゝれしハ、不若越前と人と申けり、後

に及ひ事の外、不若ぬいましめと思召れける
西国十三日掃アすへしとて、香西入御物語ありける
安富筑後守、又六すへき事ありける、ハ御機嫌能
又次郎討申さんと大形若尾殿、闕所秋葉蔵人
か度々申けれ共、井の御ハ常十日ハ先さしとて、弥次郎
越前仕大若之十日に参りて候、御上の方とも申
ある又六申けるハ、葛西にかたり、物語ふかく申あけ
候、右京大夫ハ内蔵助ハ一味同心にて、御あらましハ不申聞とと
不若丸にハ少々申せし、彼か申様と申上候と申けれ
とかく参り、物言も右様にも申て、先々ニ若丸に
年度請申せて、合点不仕、右京兆殿さへ御合点ふ
御しますとて、若丸かいかにと申しともかくも、不若ハ一大事

田ハ是れハ此一門と云 故ニ掃部との 書家ニ定りて
此身ニ様々役目ありて二男ニ而御勝りありんとて
継ぎて 歌 ふうき 者なれバ 悦て かきりし御酒
更ニ久右衛門ハ 身より一味日々引よする 望物を因て
若布其後ハいまで 乏年 者なれハ 少しとハ申 居る
七たびハ 本田伊織に 縁あり 故ニ 福家 縁を 結びて
ふかく 阿ひ申居る 主馬 并 合奏不仕にて 何程の事
みえて 度 掛まへ 而合点 なくて 此ノへで 雅楽以後 申入
右儀より 上意と 定り 来り おゐて 等なくて いふとハ
更ニ申而らうて 其後ハ 而人ありけれと申たるさありて
十日 請待て 仕と申 上けれハ 是を被入とのこと 定りて
其作 大きに 悦 魚や 菓子 を とらひよ 色 是々 ふ

其申付有る 魚屋よハ 信州諏訪へ 鯉鮒ありきてと
此上 鍛殿しきるのを 送りて 申中 侍 此申ふいりふる
大たりけ 者ありて 掃部様方 養子ふ而 定り 細々
我ことも 其作上 而附 ら延て 多り而 主名 仕家を 應て
の人こ 申事ありと ふりて 名とれ たまと ものゝ口ず

越後騒動根源記 下

永見大蔵并荻田主馬へ家中一統訴けるは
去頃ゟ此ヶ四方ニ世ニ隠れなくの口すさみに成けれハ
舘へ立入掃部をは御隠居の思召にかなへる
定り其後之沙汰ハ猶へかゝはらす悪ひれとし酒とす
めなる企をもなしやきおへり主馬此由を少からす
悪ひのことハ志てもゝなきものゝ偽なる事ハ日外浪人なと
ろ申せしをあり去迚ハ世ニ許品ニ打郎如多
大方ニ因循相竪主馬舘へ独気ヶ様之家ハ
て居るさりとはて事ならす不覚ニ而掃部御
隠居様ニも御気ニ入てのをなしハさもあらん浪人
ともとて是ハ其のうわ根ともに早ける叶ひつまらぬ

かやと申ける一馬も思ひ取て定へは田たらつ村田圖
たらぬ益田求馬摂津守ホあらそひまいりなから
の様なと及遅に一刻も早くたすんかへりし大範殿へと
参り大義成いた由を出されハ我か様に申せとハ如何成
御湖邊さる神大形推量申に如く何とやらん掃申
も候とうたかれなからめやうに思ひ見ゆらんとは先つその様
なと見合しか今と何方へも不残御違に皆疏し候
かりをめぐらし大事に於て御違と見ゆ其まゝ四井へ相様定て
此度し候の合点なか思ひ候そいふ御前に於ても是利と
つかしゝ申と其美作を取りてなかり実正之さわしむ
我ら申なハ讒言のやうにかいせん人とも其の是非は
いかゝ可被存と心え入わかり御満相盟すみ候申

けるハ御内存に何ととも有りて召何ヶ度とも候
上には夫そとも思ひ遣りハ兵庫殿事ら美作館
へ押込置殺腹切も我とも心圖に腹切らせハ
まつ君にも何も可屋と思ひ憚申けりなれと
申さるハ相望めきり何らしと諸君の御為を申事
なれハ何ヶ度も申上置殺に取遣りハ思ひしゝて指ら
さい死ぬるより外ハなし右美作館へ押込腹切せん
もいまたうへかれとも夫よりてハ君の御為を申上る
せんたき事唯美作をみくそてとても何成々候
此かと又言余候も申けり然る所へ寺山より圖書を
波田圖書同源左衛門平賀一学高久丈右衛門被召八百石十人
大範殿へ参事なともまゝりとも然る侍共延々成詮候

一刻も早く御上ゟへも此役せよの家川なりと八代誓言
紙にて家中の討死危ふく乱入詰腹きらしも我々
そこにて自害して仕まつるとも御為宜しからすと思召
此家を昇する時ニハ道理をみるに血判として
恐しかる其中にて一人恨を以て我を判形にて役ハ
ゆゑなる子細ありしは味方の為に中人として詫する
とて決して一紙とはせさりけり
大和殿ゟ馬殿御家へ訴申する
其後大和殿ゟ馬殿御家へ申上るとて何成御家へ
其格謹て其時上ハ柳原にて御果実御作に
御出ハ御仕置を御身より以来仕置ゟ候る見
面々ハ一ツとして御為を存し我欲のみ為

く己に存しる敬かしけしと不忠に是にて大ふのか
増ともあらへ此譜代の侍も御奉公を抽と之ことを
己のうときあるとハ各々恨之登居役させ御預けのこ力
又ハ家来の者の縁を以て継がせて申上御加増役料
申付其役人派何員ありしも却て忠賞を行ひ己
みうときをハすてらる事追還掃ア九何ハ存るまし
そはなし御誠の心三家中の事わりまて紀の誠お仕刻
田畠平なりと家中の事相を元ゟ御目見人になし戻て
も侍より先に那し御譜代お侍く侍ふ事仕て又代
くし寺社たりといへども相応追立す様子にて仕
此世に申上る時にもかつつ餘計ある事たりに
御仕置を御身は時分の金銀を御為酒

小更作代ニ而有り来り　散乱仕江戸ニ而御出入之町人
金子を御用と申大分借り入用之潤物ニ算用仕候
因茲町人共もなけき趣もあきれ之先年ハ御家
中類火ニ付拝借ニ仰付られ度も叶候ハ御急務
一類ん而赦免是ハ一ケ年江戸御借金三万両を能所置
ニ而是も拾而御給ニ有る入用金を以家中ニも是又御用を
御事ニ而もとと　御公儀よりても思召被赦免人と以下ニ而ある
事為し　都て家中ニも是迄へ例年ニ而ありし
小役人をと申拘と馬之飼料とて是迄ハ右ニ而
中ニ而ハ一足ツツ拾ひ有之是迄ハ町人共ニ而拵へ候ハ
役運上と掛金取立て候を注文御用ニ而まてならべ今
了のを無之是等更作の事仕候無又ハ私欲を

故之大そう成らぬと御意被成とも　掃部ニ金子を為
立候由ニ候得ハ　右更作ら不申ようニ出て治め度こそ
以之御座候て宜きとと申上ようの御あれは金銀ニ投て
も御在所不之通り候ものなく候ことと能候て信道とも
以之と御意とて更作被て有恐ら候事成我儀成ると申
出候て候へも夫をといと支候家中の侍とも歎き申
まうり申上ことを訴たり甚附大乱ニ申けるハ主馬め
申上候ハ更作ニ付毛候家中ニ而も一紙連判ニ
主馬とも相招へ呼ひ歎き申ニより主馬が申出候而
為と候へハ跡も申上候ハ能も小栗掃部と御家老之被成候
居と候目て御用人御勝手掛り之御当勿躰仕候と御家中
ニ者共一統ニ存諾此代の事とを一紙連判と指上ける

逆心にてあらば御上度々より實正を取りても上意
き讓様になられハ先仕置處ニ而御出あり中将
方にも少将御驚ニ而其迚ハてまへにもあるまじ
急度隠居仕候様ニ可被仕へと申出被致
けり

大蔵も又實儀ニ皆知らぬ體なり
其頃ニ實儀舎弟小栗に庫日十蔵とてありしと
兄といふ事ハ之庫ハ持合せて不氣十蔵ハ何かなり
ほとんと大蔵が形へ急き気かる大蔵万面なかりし
にては家ありけるハ兼て内意にも心中に思ひ合せてし含見
實儀も其仕置を承りし十ケ年以来仕置ニ至る迄を
ハ何と思ふ人知らるへしと思ひちぎりて前中の應て

何も此ことと疑ひしけ一中相様御尋之文ハ小栗
一家の為之急ニ隠居とて家續いてよのもなりされ
ハ仰付られ身ニ誤りあり隠居致すへきと存し
儀もてまへ方より支ヘて不忠の道理を申上げて
唯に致し隠居にて十蔵取り先に御手が助け事無て
扨唯今之御ハ何自分様ニ一人の身に當りて
に御笑ひ文外なと申進めし者ありしと申大蔵
などの事りて我一人の事寄るにて気はし此連れて者ども
取りなして八る家人の何ん判とかける十蔵脈と
消し何とも君の為をもっても身の恥家の瑕を
もいはふ色きにあらず此よし美作ニても聞とて立
わかりて十蔵ハ實儀へ氣大息をつぎ扨を口惜

こと成ハ我日比よりつまらぬことゝ思ひ居たり却而我ニ悪
為ニ是を言こそ後ハ如何思ひ居ける儘家中ニ
面々彼是いふ事人運判まて今さら如何仕置もこ
しかた無隠居を願ひへと申君ニも存候へ共只今
大殿存命の節より美作守より此儀ニ
驚ておゐても兎角かね可と不申治左衛門呼よせ
先ツ是ハ治左衛門何事ならん狗ニ申さるゝ美作ハ
立ちる美作為國ニして申けるハ内々の事を増露顕して
家中不和まんまんならし折申さつき君ニも隠居
よせて申事をも請させたりとて唯今大殿へ十郎に
在彼輝君へ其事可被仰とて申ける治左衛門肝
を消し是ハ大事に成けり 先ツ此一件方又ハ

一味同心の者ともに告知らせ腰をぬかして一人つゝ役を去り
けり
美作館へ馳集談合評定ある
者共ニ小栗一家の者とも並にあるし 隆て美作館へ参
る人々ハ先一門ニ小栗主庫同主殿同帯刀同四郎
左衛門同藤市同右左衛門岩井織物同宮左衛門同伊織
他家の人々ニハ渥美久左衛門野中右近島田波門同右
平次小須賀七左衛門同治左衛門同藤左衛門多羅尾権左衛門大
門左衛門田中与三右衛門戸田内膳同主水丞作左衛門衛右衛門
同小弥太左衛門片桐多左衛門黒川平次左衛門荻原五左衛門小泉
同小左衛門中津川仁左衛門青山瀬左衛門金田主水丞熊沢左
左衛門戸田伊左衛門吉川伊四郎渥美権右衛門山崎伊左衛門

佐久間主計同意しける松井仁右衛門加藤三八海老原隆
四郎茂呂道哲野口庄庵此ものを先として美作の
ぞ多かる中にも猶倍て大行となりし者人ゝには
石川伝蔵戸田九助黒田四郎堀大助山田半六天野
右衛門八田上三右衛門芦川見理中根孫右衛門石井勘之丞
風呂孫助中村安太夫生田勘右衛門鶴之佐十郎原田
新助同兄右衛門奥田仁兵衛彼是ゟ三十余人を主とする
美作方の中にも悦しく出たる此旋主中に向
なる大義とのより金子十両ヲ取ケ渡しけるなり
と右らうとも主申出けることを時給を出にて用いらるゝ
の隠居なるを許りける老死なるを承申しとのつ
かる逼塞の躰にて成候とも君臣の仲にも叶ひけり世に

よりハ身ニ誤りあれハとて其隠居となりしたりと
申さバ我ニとさまて世ニ出て口惜きことなりあれ
ハ右近ニとて強ていふをとかくあれハた後のこと申
ありしが親意代ハ何のため先ハ甲二つとて刻
要たる馬轡へ乱入なされ横さま押立て向ふの
ありもかゝる朱ともまさしく命のまゝなりしが大義
轡ハ押客時なる許りともに小戦場にてこそ何も能く
主をとて門継指遠乱入にて給れる団のまゝに無
憚事しか申ける實にとし大祖父大坂にて三宅勘
兵衛と云し者を討とりし其名天下に無隠其孫ほど
ハあるぞとて誉ぬることのなりしをかゝりける本多監物申
けるハ右近とあ伸あらは理屈にいへども吏ハ大義
なり

主馬ハ私の遺恨を以ての事ハ御為を不思を
申ける主膳眉をひそめ頭をかたむけ居たりしか
しか志ちらく有て申けるハ仰の趣を承知に大炊殿
主馬ハ寄合十人の者共にかたらひて君へ申上けるとな
れハ家中ハ二つにわかれたりと申物之内家中の者
大炊ニ隠居願ハさせ申へきと存ハ君ハ大炊
どのにハ家中之者も存したるとも申上
申しあに先隠居を御願ひにて其後ハ其
仕置又逆意有様ニ申上たらハ其を君へ御申披き
願へハ若君御恰悦なども有るましく
て申上候かたと申ひらきいたし於理運
急ぎの主馬ハ寄合十人と志らへ一と乱して志め合勢め

趾ナレハ重とて御隠居の願とを申ける大炊さ盛く
君思なりける其者早一出仕事に見を因すれ既に有り
もられけれハ仕も御やうにめくりまり
大炊方と君一紙大乱者へ差よ
めして大炊の悪行改て不とありしれ大炊方の志ある者や
御為をは皆いかしいやや一紙を大乱者へ上けんとて大乱
小を成ありて一紙上けたる人と八黒田寄を呼坂山
国寺たち中根源たち石井勘右衛門源助源之助
黒田理助豊國仁右衛門石井權右衛門大門与右衛門田中
与三右衛門竹村与右衛門黒川平たち中津川源右衛門金田喜兵衛
能勢庄右衛門渥美權右衛門ありて
大炊か略ために家中騒動さするなり

貞任討れしと思ふにや今こそハ我命なりと歎しと
けれはなれ去ハ歎に滅するを笑りさりとハ貴き御甲斐
なきことと存ぜ候へ歎て成候しみるにおほるると思ふ
友やと思ひ出しけるハ我実を立退とあらぬハ定て家
中の者共近りしと申しめずて又味ふにんなきは
我方へ来さあらハ歎悔るハ知らるると存ずる旨
して先陣にに全て千石頂至しとそれ迄も家
来のものに又切腹を申渡し申付るハ我取中に
立退きけれて申しし第て設こそ用意せしに存ども
先と甚んと申渡し五十歩の先に妻子にお定まるものハ
ひきなに何方へも思ふもよろと申付る此事を笑ちや
し者共ありしにまどて承銭をも退まうり申に存ども又ハ

足袋脚半鞋ぬを用意させける人々不審を立させ
尋申けるハ其方ども何とはなしに強き様ならり
何事にや待ると申せハ小者ともすなハち我をたちと
は知らぬども貞任立退ナ事用意を支
度せよと申付すハ用意こ設よと申ける 猶社不思
儀と思ひしに貞任立退るすなハち立馬方へ
告知らせも思ひしのおへ立しせける跡はさや家中
の郷及び笑何者申はらんに秋貞任立馬乗へ押
よせ申し聞て用意設し申者ありさらに立寄
方々みつけや我も又夜討ち来すると立寄に
家来しと思ひしの足具を持て退ぬれ橋の
方より流す両足軽に弓を与へ矢ありても

矢の根に鼻油をひいて待居たり又鉄炮の足軽
ハ鉄炮に玉薬込火縄に火をさし何方へ東條方
よりおしよせは鉄先にて打とらんと待かけたり
片山を見れハけふりたちて足軽も少も動かさりしを
かくみえさせ給ふとも矢打はなし敵の塀をなしてそ
せめ候はれは塀をとりは方へ楠正成か河内に城郭を
搆へし時拵へ塀を拵へたりしを思ひ知して云けるは
是は此塀ハ拵塀なり東條門より人数押
出し先勢御城へ向と之人ハ係り縄を取て切落
一人をもらさす討取よあらしてとまらんするに
其後又乱入ハ家さんとおり立下時いそひて雲の
塀に付必すおしすふたまを当ハ当そと答へよ

とおきぬふをよく定むまりかつりて居たりける
東田ハ大釜をかまともに新人家におきてあつく沸かし
をくらせたり実に寄せたらはあひせぬ人そなかりける
けり寄手の家中にて追手の輪麻作筆
[illegible]しよみかくしたり東田にとらへある大変
へよせられても大勢かへれもあり城のとみ
ての文家中のをこそれハなりとてたりと
[illegible]て逆にて浅の足をつくしも文居て落し
[illegible]たりとて大勢中にてはありひふためく
[illegible]東條ハ定てて待を大将ハ敵を
[illegible]さしませとも大勢こみ押かけをふ一
と[illegible]御し東田ハ堅の大を文向内ハ

思て来るとて皆々しく小須賀友之進ニ尋ぬるに吉作方
へ来りて何者かいふけん小須賀友之進とみるハひがめのが
さしと逃失ぬ友之進さとて消し雪舟より降りて
みけんと走り追ともたしぬけて見られざいそぎ先へ
急ひし時より川もまぬ見えず川すゆるやうしけれ
ヽとて吉作裏門にて逃入たり友之進ハさあらぬ
躰にて其内ニ宗和坊は心付て逃るる橋まで来り
けるあまりすみしき詩にまと有のヽ又の志けり
須賀此乃と必いそぎ雪舟にのりとんてやり小栗参
右衛門へ逃込裏つたりしの躰にて曲りぬくて
吉作右衛門かねて智略ありけれバ志づまりかへ
川ても忘とせずしてかへりける事と定て吉か乃志ハ

不審て来と思ひし小新異見を申されも一人ともいふ来たりハ
退くしとりつを虚説なす　但大勢也され共おかしみし
存の見て然とあり申すかけと申所へ大騒ぎまた馬
さよう申来ハ何とも不知川ゆへと浄土也緩人
作逃ゆるも不苦かるとまへす不まてよれとなり
と申東間浄土なりしハ川やとて不残行宅へ帰りけり
それ积小栗友平同もちとちハ申書て差したる
中にしか騒動すとしと吉作まかえ出
此者人は馬をて川働る横目ハ何の為と存候なと
吟味しても申上べき趣ニ不吟味ある上ハ存候ぬ
まちをや申置き
右友之進欠落しける

かくてこと極り明くる十日には家中みな思ひの外に驚きて
井戸様にも御供諸ともと追ひつゝ浪花の夕日にと
こゝろざし又いつものことくさあらしぬ脚にまかせ体をそ
まうりつゝ御殿には大坂との之島日用きし由なる社
在りけり無何事の時なること御用向きして所存
家中の人々も浪花には無事に諸所の御便もよし候とあ
ひしられ拝見に及べくもなく文の有様なるを御
そ喜び合ひ我やうなる小女ハ嬉しさの余りを付
申しけるハ大坂にある文来りしかども其便を一味日
分を仕ならと思ひ候と急ぎてかけいでまゐらせ候
自ら詳しくの由をも文にて油断なく申さるべきと
申しける浪花三郎兵衛殿も何れ待ちかね油断なく仕るべ候

申せへ家形もあらはさせ参らせ候へば思召
へ大切に付文をむかうへしと申しあらて候へと諸色
する次第又すこしもはや申には物ごとをすまし
あらぬ気をもたすな夏の便りの事をまで
きてあた便りをみらるを浪花より又さらに子ふれ
敵ともなるあらしむ哀国にもふさり候へは敵を入るも
することあられ我が因果にも用事ありて文より知らせ
することかなとてさきとて書状を上げ参らせ
申しての結構の大切に存じまいらせ候よし家中にも
右のこと何にかしこくも入り候御心にも添ひまいらせ
逆我の心に帰り西浪花の山より申上げ候大事
不向きもの家計なきとまた一人まで

此日代形諸人之崇敬殊にされし然る人よりも志ありゆゑ
まさりてはるかにつらいかほど口惜かるべし不論此度
何とぞして立退もやと思ひ色々目掛て仕しか
若き二人気質にて一人は上之人呼出して申けるは我
思ふ子細ありて爰を立退望人有り是非
御身共ハ旅銀出し候はで立退かす故ハ日比不便
と思ふゆゑなりまことに定て可致なと思ふ
さりとはきらん譲二人身ハ何方までも供としてすべき
ゆへ此三人はよくも申候讒人多中ニ残る三人大事
ゆへ此供を仰付られ頂き是も何方迄もと御供せんと
只今爰にて申と申けり諸共に重ねて横目筋へ
申出た様は不届者と思ひ此一大事と申し候度は

是人衆と書状にあらず貴殿様より急之江戸へ御
老中へ貴殿ゟ悪事を申上られ候由承り
申付立へ使者ハ退散可致と其御役人へ一礼可申と
すらしけるハうしこきと申けるとて定めし角て諸人ハ
諸人委細書置大勢の見張ありとハ金子武具
小路ケ急彼之人ゟ志有る支度いたし忍び出て家来が支分
内證御沙汰之急之御用事ありて一両二つ所持して懐中より封状
取出し子細申し置けり此状共ハ文て給はれと
て申しける内證御沙汰へ頼み仕込たる次第ゟ立支度
支度致しける所ハ自ら退去之者へさへ
さや銀子を入て東山海道へさしかゝりせきさく戯
とて通りける　此ハ五月十日の夜なれハ月ハ絶へく

くらさハくらし候ゆへ寸涙に沈めるへまた枕よりして
落て行衛をもや涙にまた又しらぬ身きき嵐にて足もと
をて今ハもはや一足も不引迚とある在家へ立寄りてさら
大きにうり食ふても頼みまいらする家信山まて
参越度まて一日逗留して翌日ハ善光寺へ参りける夫れ
より甲州海道をさしかゝり御日数を経て甲府へ入ら
れ暮ふ江戸へ下りて思ひける
頃前主君御領分より武士ならて父子御役彼ら候る
事ふ法なり候者まハ此度をかつて不知して夜更を待ち
けれども不得定て御城まで参りて供とふ思ひける因州世帳
日彼頃たらつ我身を持て自ら城仕候川しん法ならつ持
上ケ此まて我しまう大乱ぶりを馬被てみられ長文にいる

天さ此身丸ゑぶきましみ遁世候と斗書そ
被ハ法ならは落行られとみゑりつ先申ことよ存しそれ
えん申上けきハさりとハにくき仕合此比頃遁世と
有上ハ進るとめふみ及先頃系て林を系へ訪へ
し武ならつ父子もふ役義を下さ也又草履取ををを
いふ南ておよの御ゑミ成候しそ仰しるる申候ひつ此
林孫と申草履取有人ハ頃ふ系ロをて此出しきる旅之
もれ上武ならつ時之役と申とふ怯よの事成すしと人て
申さり
更候隠居孫申ゑける
其後と更候思ひけるハさりとても指さふ思ひし法ならつ
ハ落行一門此ふハ皆く故主成しりゑれまてハ乱申

に候得共御家中にも心かけ和らか人ため
ニ候ハ先頭并を致さんと思ひ因而御中ニ而頭并仕
度よし申上候処ニ御意御赦免被成候而御仕合
相違帰ア御仕付被ニ致や候所御主ニ而
其外御家人共相違ニ而候難有かりしを
有り帰アを結目ニ而礼申上候所御城ニ而作法之
御免ヨリハ御礼を致し候ハ其を世の中の人ハ心の
ことさよ其古しへなりしハ家物の人ことハさみ候ハん
人しの古目しと志てる時ハ其思もなれ候所の
仕事ハ我ぬおんと人とりおんとあらそひたる人これハ
しりそハ他ニこれし候ニ本より本国加主の田
鍋平右衛門所存ニ而追ニ刀を相捨其ニ而武具

とも是のあしけ者へハうらめしきことか日本に浅
茂みなり更候も是城仕官と返へども人ニ而も
ことすらこともゆしや去りけん福家のよしとも出
仕せす
様子主家の御眼ニ而附武たる御城にて
様ニ主家御老度下ヶ身とあれとも其御国の時とも
下中衆ニ而候そ御主家ニ而主家申上候ハ其様ニ其国
御城ニ而候家来候所の候ニ銭毛之ヶ所を生すへ
用意を志て此り候を主家武たる人ニ而御館之事
各并様主御様様ニ而仕ヶ様之様主家申上候
八候銀子候并と仕武右衛門其之とハすりきり之事
ならし候羽ニ而候御用并ニ而所存所用まて之事

とも父子縁居　村某仕れとて　おしけるに浅草寺中塔頭
に廃亡せる西福寺なる寺に所とさためたくもなく父子の
ともにはいり相あひ居たりへとて其日浅草野中なる辺にある
略記の収に入て父子かはるかはる忍ひのとふ送りきたるに
もあしよりて逢はなりけりかくして後ももえきたるの文とて
父翁まし給ふまて父翁の思ひに妻子の為にすゝめかいなく
なりとこし識りて後に浅草にはしりしと見えてもうしりしと
前に潤て見れは父をかしぬすみひ父を大事にして
なりけり此妻女とすへきは浅草寺文字に文をおとしめの息女継
母は弟の八姫なり元年十七歳に嫁して母世にすくれ
人にて弥常なきて浅草に居さしきすゝめて村に移す
伯母はしけしよりて見しまし吉年六月に浅草寺中にあて

せけり家みひらしめちきまり浅からす此十日は夜まて
は妻女を兼何人ともしらぬ寺の吉野都に訪ね
をえはくす　いとゐさひしかるもなく古里へ帰りける
彼にたまふぬ弟子をあからは浅草寺をあされ
男子そあれうしと思ひしき家にも皆仏と成れり
さすれと妻女もなくは室にあとうれん浅草寺にも此宗
あらしぬ弟なすれとん人しれ時やと思ひきかいは家に
り正月廿八日は寅ノ刻に至卯ノ下刻に新井と某一門
はすてし新井と是兆郷を識けり実に盛運にして
こゝかしへ迄この健なる識て気かなふしてすまくの
は柏原にて来けり吉純ト武なる銭文此をうりありて
人にてこふちはんよりは男浄城ト上りんと老中に

申入けるは内藤帥久々参らぬ事を呉々申よし思
ひ寄りなりけれと常々の義是まて寄りたきとて御
事には成間敷と申あへり

度様御挨拶の

更作頂於仕上ハ家中と猿り申しと思へることもあるべ
ことなれともさりとてさりやさき或ハ御為ナ逆
きたことして双方云合しもとも不正月半在君る
よりの御城と通うと作おかるハ只侍たおよりきて次
のとものたき誘るとの一人と家別おおよとこ作よ
御入と何義御為に於諸にも附き作かるハ更作作
掃申と其を於納恩めるよし世羽武当案成也

と様存りて候掃申其ろうゝ萬事ゝ無ききとある
ハ元祖家康公の御誤之権現と出仕時まで
まて矣於冥加なりく其うゝをきて候作如と難生き御
誓言の通りなきと次ぬ林内藤帥なりまて申須と有るハ
との於誓言の通掃申の事ゝ私納念不と通於能
中ケ様と御ハ喧嘩口論あるものとの喧嘩と成ハ勿
論飯かの口論あるともこしも有は其ニ一門まで急度
しら御外との何々とまとて

落去しうり

更作今世の時節ハ親子の中にても更作又子於て殊に
申増て他人於ハ喧嘩ならむ中ゝ日記家風

ふとすれハ無分別かへる事 君の名世にあるにハやともすれ
悦ひあり 様々なる世にあふものハ之又異作なとそし
ら思ふ其ハ逆意なることてさふらいけり 其親に不孝ハ無慚思ふ
ましく影向なく身を滅す事も出来 先祖の家ハいふまで
親とていかにも異作すと申せとも十悪人とて其皆なし
けりう中すと云事ハ是乃なと逆心ハ後なと迷ひそ忘れたと思ひし
ハ忘でかし 又彼者の存ずりけん大義之門の様に
其身其心にて大義をなしハ忠孝をそむく事
大義を成とも周めてそはしまする事も能きとよみけらん
其逆ハ未来に人々あへり 因縁を成前に
とうしまた味方とそていさハ是 親子ハ去る無分別之事
是ハ異作なり 讀なりと見へたり 存れ丸年其異なりハひ

無ニ切腹并身ニ悪気逆腹共腹ふとハよしある事
かゝる也しとなし 其家之子ハ後 其宅々へん主人様をとし
ことに中ニ大義すゝ 法家中 言上す 一紙判形の事
ハ代世々てハむひれらく ほとり当年よりハ数年
か侍れ今まてさせんきゝなりちゝらい 誤て申す 御回也
ひけと後上ケたり 逆意之の人々肝をけしてそれを隠し
て逃るなりと仰しハ感々絶て面白し 後病なる閑也
なれも無益の眼にて 逆つかんと思はれなり 本
四ちたる前むよし かなふ
かくんなるとかんじと思ひしに 七九ハ是度と人々成る とふ
味ありてといふそかんじと思ひしに異作也ある成しと なる
是ハ定て逆意なかりけにくしと思ひて 讀なれ七九の

ハ蒲生野にて右近前にて
遊んれ於てあふさる面つきして右近の下僧て成敗せよ
源右衛門右近ハ天下ニ無隠侍也故此右近れ下僧を勝
まらせハ悦ぶしかるとて大小脇小姓笑ふ衆笑出て
とあるとも知らぬ面つきして川つまでゆきたる就テハこ
ての有様
大野川つまて逃落しハ段て中し一人二人て逃行へとて
やかて後小姓衆ニまさへて読話に叔ゆかりも
なし序書出しける或ハ小家兵作とこり兵作ゆかり
兵作ふと読て立るともあり　家小作兵衛一右衛門とて中
小姓役の者あり　逆意かゝりて
後藤が山中ニ小幡右近と与して四天王とされたりける

岡田彌五郎が事此様に
召しやま田与けとおして大蔵ハ求めて聴めさるよしも
召しおきて多くけを見るハ兵作ら求めて耻かしらせしも
此者方逆意方ニ読て立けるを吟味すとハたけ
まとも　此由下くの口すきて　見のこし
江戸御老中に伺ひしける　附三河守様ハ西尾にて
古稲に付を江戸御老中ニ伺ひ申すとて三東田ニて
右衛門方田右衛門をとまらる両人の役者持と申ついて
て気きける右衛門ハ右田倫後守一同によりて倫
後守殿ハ気をも安田御進上入ける六ふ右衛門ハ三河守様
に西此御ハ毛中上り人として此たけれ人を押しこめ
井ふ安藤九ふ右衛門さて人御あとを云て立けるとふ右衛門

さくとおもひて申しけるハ御隠密に御ほと申上よ
主人を掛申ハ御尤ニ一人立ずるハ尤成る子細にあき
ニ於立所へと申ける　かゝる時ハ見届して立てる子細ハ
其者共ハ三河守様御前近し丸裸ニていかゝ何とし
小使等申上立ずける　彼様子後に承りし今度家中
騒動し候事共と承りたる　逆意きるゝと申し候之哉是
其節急度穿鑿ありて　其意ハ承りたる心少
其事ともあるらして承る所とのぞむる有る人ハ首
尾能御役仕候ひありけり
定て一紙と大老のとむふるあり
大老共の上ハかゝる時ハいかにして御為ニ成る人くハ家中を改正し
一紙を指上ケ申へと　まし云ハ　何も尤ニよろしく是非一紙を上ル

ハ何ニ其家中ハいかにし右の様成る事候之ハ御後閣役仕
出来ハ御雖為大老衆　於逆意ある事ハ候急ニて仕るへし
深き御ハ件と熊野の牛王ニ血判ありて　又有度の一紙
を指上候ハ　元来此ゆ志他家ニハ添出久人
吉浦　望出大進か須賀　嘉多衆　高山田　渡辺戸田伊多衆宮
田万年次　戸田九郎　日田弥　依度出ある　戸田慶事　荻原
出来ニ　吉川　伊勢山　海　九郎衆　佐久間　平日茶之助蔵
三八郎　伽羅衆　藤井　平上られる　原田是なる　医師
又は　野口磨庵　芦川又理　為左道哲　ある久下　蜂屋
孫左衛門　此式孫左衛門　伊兵衛ある　それも可当　然ながら一紙上ケ
ぬるにも　其子細ハ侍たるらの推ニ有と存ずれんや一紙ニ不及
とて有度一紙を不指上者しうたれとも為る不得之不

直ニ御老中 大手一紙を上ル 是ハさみたらけるてこケ
多きを振く 其十し待るといふを 不忘 者あれハさこ既ニ
今度此一紙を上ル者ハ 速ニ召出され 御為ニハ如何なり
候とも一紙を可指上とて 厳禁ありしみてさ 苦心讒言
ハ不可有と仰も之アリ 依ニ太如ハ 速ニ召され 気も由付
其身迄りシ 家一人ニ別 離之見へても 其趣ニつられた
るニ至て 此不可申いハ 平先申趣と人へしのぶり
牛山御紀 播磨 九千石 江戸人 役気しまり
其頃ニ御大名 欠席 其仰ニ 悪居ニ 御身する 各国の
可役を 牛山御紀ニ 御身分り 播磨 九千石ニてハ 御一つ方へ
候ありし御知行の ためにも ことを 為人 各国之 仰と取り江戸
へ急て 集まるて 御紀ハ御老中へ 役気之 酒井雅楽頭

又は戸田備後守殿 久世大和守殿 酒井大隅守殿 御一つ云て
候ありと申者 雅楽頭殿ニ御出之後 在る所も者 御目見へ
其も扱 役身者 欠席ありと仰ありてまるニあらず 不仕
前後之言 ありとも 可なり 在其 其仰ニ 赤身してまる
然るに必 其出し此 ある河へ 二分まちは 威身抗の
様子ありても 帰りを御寵愛の常 気文ありと あへ今
此扱の こしと申 云 候ありもしもと 申せ 館
中 九月 夜 騒動の 事 其仰りたるを 以 川 十月 夜
みと 帰りへ 気ある 遠家督ニ 役身 上ハ 又 此 高国公又
此頃中 仰せ之 入以て ニ仰せあり 御紀 畏て
云ふ 二十日 其仰ちへ 此を 雅楽頭殿 公気を大隅守殿を
[illegible] 其仰り以ても 御風 [illegible] 雅楽

以て御座候ゆへ一向に申さず又ハ逆心あるましく仕置
と申ことを申ふらし候得共又ハ不存御かた様雅楽頭殿ニ甚
御様子外ハ致し親我等通りなかりしと御座
候中にハ雅楽頭殿と併て御座候ふしきの御返
其物分以両人御内実体ありて雅楽頭殿ニ御座
御通りと不存申座彼状どもと存候ニて御座候
一味同心の者どもと申事ニ而見るへ雅楽以大隅守殿
より手段を申し参り先者九月御夜阿部殿我等も
ニ籠与力其人也将軍常に能太臣の志と御察有
又大隅守是者何れ子細も無之小さき物事
免き候らもの雅楽頭殿也大小何事そし所紀と九
十分も申たりかね不為人と大隅方の志故よくし不

前尾なれハ社我等之仕様申しこそやかてあらぬ事くれん
あられと晩事無限逆心の者ども志を以て除べき
又あしくとも乱てらつしらう折物にいたそと以て思
く党ハ国多度御ことと晩さるハならりけり
逆意ある者をとそさためこと
酒井原孫四郎彼二通りの状を請手自へいれ候て秋に
此を出入党見て後へ雅楽頭殿大隅守殿よりかやうに
申し来り候此方逆意あること申時事とと却て
大隅殿方逆意あると上には思召けるこそ不審侍
志の天下を逆意と思はれて天下のことは仕置申不
申し日比御心安御申候て御めし知候と申也まで哉
うとなりし申候中也御なし給へ候

候處又本丸より小作仕立一ヶ所有之候之次第
作人方ニ而しまいもし其他之人々と申合い作人
まて八ヶ年之間中方之誤ありまバ取繕ひ之恐怨ありての
様ニ而其上も申方へ納入候へ其作人ハ我出右
様ニ可入ルも申作も見此ゟよふみとかんし一文を以
ヶりて申もとえ すめたり
今山外記為加賀国記年寄之作計
其作ハ隠居役後各ゟハ家来ニも其後己代の者ニ作
計座きとて外記国記と之分家ニ作ゟ右之儀
之為と打後我ら小家ニ而自分以後国の仕置可仕由ニ
作之ヶ為人罷ある作中と申請中上ゟ申為ありてと
遂ぎ其ざ者を今を送ゟ仕置方出來作隠居ニ作計

以て自分以後之本より依怙贔屓なり此仕置之分
在之ハ申とも申ゟ添入々之ゟ此仕置此者中
のうち私之心家中も被申頃、威者し申ゟ時分
ゟり此人々とも自之押込無餘小分能と押借小
致し或ハ左ち小来ゟ而もと入用の時分ハ私迄し
ふと致ゟり 之儀ハ此ゟやども此元と申に此元とき
もと致ゟ大老中と御て之致押借ゟ罷出之節
吏と私ゟ改ゟ而此従段ありし老中より之大名
もてそもゟてきり候ゟる者御小兵衛文左或ハ
町人のあま然も者ら無事を以も思ひ其ゟ人此御役をもし
在り而ハハひると押ゟ左ぞりからめて私より此ゟ
隠密小申渡窮鑿ありしめことさへたりいんひしのとく

に智略を巡らして窮鬱しけるが是れハ誰彼
と云ふ者多く知りたる者の其役筋にてさりとは
御家の恥なきにあらずや夫より此後本領安堵
を願ひとても町人の姓を取りて呼ばれもなりけり
候得ハ参り給ひし事
未だ家中にも隠し江戸詰さしおきしたる者一
門方ともに披露致すとて三月九日吉日を以て其元
家督相続とも申しとて近年ハ病気に付て江戸の内
御赦免にて楽人と様々に出来るを申し先へ参りける元
是れハ不知後に来る人を安座にて其の公儀へ申し上げる兼
て君をも御見当の事思ひの君其の覚えて有る御時分色に
御取持なさるとも奥州大事に御家の代人に御復一家

事なりけるとも不届の事有之候様の者に此君の意
を以て申し述べしと兼ねて能く上御家門の趣の定めに
此奥州の領と申しける君にて家は一段ハ大家にて可有之
一味の者共寄合て大義の世継として御威光を以て御企に与す
成ゆゑ進まんや必ず御同心致し有りべき定めて此の事
を始め押込んで企てともに君を御家門ハ不残有之を我
従ふて仕置きらるゝハ家来衆の者あり又は御内の御自
分にても御当家の奥州の為に冥途黄泉までと
跡立て申して伊達御家様とも御頼みて差込み候とも
我示し候て申して其御役露たり候て御沙汰に及びて
居る者共大切に申し取り候て其儀に及ばず候て
翌年五月血判居御家来として参り合ひ三河

ち様先を取返しして打殺ん底と思ひ不男之所也と

押込申さるゝ所に中打様ゟ修付らけ其時我

と有死勇作所ても（丙ノ押込首御死ハ我と）豊二心由下様よて永く是自筆

にて一紙をきていらとや御文御筆進之候

様也太し就而邪被ハ御丸後様とく候と云家光大

様年来又去二に勇作方被さらり先文能候ハ下さ

可然変申思ひらよし　文へ候然さらり先へ参候

御本様へ参申下も上させんるためと出之候九九八

前に参る近いつも泊え寂御機嫌之見御勇作

父子若上八ゟ手がんハいらそ思ひ候ん申付依之

反様なと所ふ志んまちる御立後を通り候ゟ不成

様とあいらしろ不仕死を人に申あへり　十六日夜刻

申含とも出へ候る

江戸所而正雪と勇ゟ九ゞ忠ゟ所ゝゟ

さ従ゝ於下正雪於侍と遣　寄合　評定　仕ハ様々变

まつ因て勇作を所よらすいゝ成子細之と有　正雄

事仕置不寸一件掃部と御懐居所申被さ公て仕企之

成之我ゝ丸ゝ忠弥ハも勇作を一味同心仕らア　て有之候よ

あふ次第を見ゝまさる　我等半仕いさや一紙を

差上ケ丸ゝ忠弥ハ所役よ有之候と思ふハ必ア お候

ア丸ゝ忠弥方に苦申様後右之ゝ始え忠らる首

仕損へ勇作ゟ与仕置之候御前位の力ょりて様子ア

ふあらア又掃部ア御申被子之企先文人ゝゝの是る推量

之其子因ハ大石様御推量之上候ふ哉勇作と一味

仕りて此方へ構ふ事しれたる近附んハ我らか根包
依りとの御作りハへもさうしハ何それ清くこたるとのつとを
と申し候へ上へ所へ申し御然るそ書せし又かし然る者と
とゝ様ゝ事ハ申さぬうよしとぞ申さり沙存らるれ
人ゝ申ハいやしく様ニてハ事し能くし此る可と存るれ
皆以之御事様ましく沙久代然存ふゝ度し所き
由及承りたるたると一味成ハゝさら通りいかや一紙とし為
其へ上んと各一味同心とゝ名元彼是ハ様九人熱望の
牛王ニ血判居らる寸とかしらるさ一紙家出
ニ云ゝゝ度か衆ゝ貝作り仕立悪ゝ依ゝ有隠居御
作り御家あ度れたる貝作り一味同心仕之御事様し
へ急こゝろとも存 進申候 家代未少々悪敷と

いりず御ハ件時とまうし役義ニ存上ぐ御存ある様ニ沙
承り月無ハ切腹と御作り候る文此候て是さ無にと
此根申と乃無らたし訊お係さ此沙四討とて家老之と
とゝ様しき詞文のせられる
沙下屋敷勝動らるの
かくて此屋敷の人と一乗つ抹されとふへども上ゝよりふるふの
沙汰なくしいやしく延ゝ敷ゝありてハあしかるとあん又申さよとて
先日申上候こと しれたる我ゝニてとり嫁ゝ御ぶし申
とぞ申上ける 九ゝたる方ゝおゝきしと少々様しくと告ゑ
す九家ゝあるそれ御そ居らくしかゝさぬ所ふもそふ
し申ける ハ我ホかも 誤りより下原付て子因我と
始みはぶし申さんふと申しと 蟷螂の斧成すぺらふ

是ハ知せん物と申けるハ片山主税介殿様被仰油断
ハ致ましく候と存る者ハ味方ニて候者ニ先
立て一流仕候者ハ二百人押寄候而主税介殿一人
ニ而御付候へと申候得共方々人々より被押寄
被打ちやせん物ニ候如何ニ而も市川殿共申候ハ哀候する
と急ニ心して八後の跡を下る人二三人を跡て
上野ゟ下知待候へと申ける此段尤と其日は差控止ニ
なり
松平上野介様並大隅守様御指揮被下
卯月十八日出立被成候三河守様ニも入松平上野介様
並大隅守様御列座ニて御挨拶有之候ハ上野介様
仰候ハ六左衛門御事様御人とも考之何角と申

上紙様之介と悪敷之御付と勿論不成候ニ付更
仰ニ付其段仕候とて急度主御付ろうとうら
代ゟ御下と云文彼一人ならハさことあらんと大せい
の者ども様ニ之を双方気分の如様ニ主御付その者ニ
存と被存候大隅守殿被成候ハ上野介殿ニ被御
老中と存候ニ主御思召ニとて主御申候得とも様ニ有
當一段ニ存候上ハさらハ御沙汰御座候ヘハ早く御沙汰
之由へと早役ニて主税様ニ而御伏ニ云一筆申上候
十八日ニ出立候様松平上野介様御同大隅守様御列座
之ニ付御沙汰跡

一 三河守様へ片山主税介事ニ付而守之御付其沙汰ニ而
仕置也 下仕置ニ而老中ニ而因之主御付ニ而主税被仰候

仕候
一 大筋之儀先年ゟ御出入之通ニ仕置可相構之儀無
用ニ候
一 大筋之内茶枝ニ至候ハヽ何ニ而も底ニ落候ニ至迄乱候
筋ニ而出入無之様可仕候
一 貴地ゟ隠居ゟ御存知之儀唯今迄出入ニ而も有之候ハヽ
両々儀ゟ相止出入可申候
一 貴様ゟ遍塞不申中相談之上ハ窺申儀ハ機嫌之儀
是迄仕来候通り申付置候処不申出候而も可申出候
一 貴様之遍塞之節之義ゟ騒動以後之儀
出入ニ而も其節之御沙汰中ヘ之以後御沙汰ニ不及
候ハヽ急度申候ト構所之様之内老中之申合候事

相様ニ御座候得共右御座候へ共
ニ可申ニ以後自分以後右様之不届無之様
被存候
一 双方之様子御詮議之上御沙汰を被仰付候以後
騒動之儀ハ有之候ハヽ双方之迷惑之方と思召由御老中ゟ被申渡候
一 以上騒動之儀御公儀ゟ何分之御沙汰ニ相成候得共
右様之儀ハ尤ニ御座候只今之沙汰之儀ハ前ニ申上候通り
被下候
一 御家中之面々誰ニ不限縦令大勢皆々仰付又ハ仕形悪敷
候ハヽ公儀ヘ不及御沙汰御家中之儀急度可被仰付候
度大和守殿御国之上ニ而大隅守殿ゟ御沙汰ニ付大筋之義
貴様無拠大坂表ニ付大名之御沙汰被下候ニ付御沙汰之上ニ

右此出火之節下々迄被見之候ニ付且御仕置之儀ハ追て
可申渡候間差控ニ可被相心得旨被申渡之

月日

林内蔵助殿　　多賀谷内記

許山帯刀殿　　小栗左門

依之江戸為御用とて申立候ニ付　　萩田主馬

深川高田之御屋敷ゟハ御屋敷之社中上るも　　許山主水

迷惑ニ存

逆意有之一紙をも遣し来る

者ニ而逆意有之人々打集申候ハ大蔵殿并伊予を押

込我まゝに仕置せんと思ひ居候老中ともハ相図にて

仕置するとも不成事ハ不申しい成れましと云出し
小子面目や互思ふ人又被憚ル大蔵方ハ成身ニ付
よりふと成やせんと思ひ色々紛器も少く申しれ候
乗ハ為遂して外記と内記ニ而申され候ハ川の宿所
とやらんにてそれハくやしがらんや何とと更依方と是ハ
設てれ三ケ又ハ紛れを争し之設や紛れとこし
られぶんと思ひしにさらぬ樣にして其外夜沙汰せられ
そ成時中上ル為後と生へ候形聞しい事為存申とそ
さいき思ふ為為るは可を演して夜様成外生と成
矢ふ之進為後ニする御為今ニみよ大蔵夜魚浪
進入られて魚浪の能許目と来候んと口しニ笑
ふ野本右近大将とて人々と進ふまするむる樂ハ我

之節江戸へ参り候所此節にてなし御老中へ
御心を以て申上候へハ何ヶ度も申上候へ共御免なく
然ル所御老中へ御伺ニ而無難御家人を以
不任道理成事之ニ付御老中一統して一紙
差到候て天下御法度之ヶ條被仰付候
をヽ宜敷御下知ニ随ひ申候事不届ニ付一中將様
ニ此儀如何成事とも不届ニ付無是非迷
ら御願申上候へ共右之通ニ付御座候
御渡候得共御流罪被仰付大和守殿御預ケ
御取計ひ御仕置之筋ニ被仰付候へ共其段
て御免ニ不相成一紙差出之文言も御尋ニ付
御尋ニ付右之段ニ付一紙差出し候へ共相済不申候ハヽ

其後ヽ御老中ヘ進上致し候処ヽヽ差出し入候處
不届ハ右近江守殿ヘ出候ニ付右ハ虚言ニ付
さらハ一紙を差出し候へハ大炊頭殿へ参り候人ニ付
田井長三郎小泉加賀守殿菱沼右衛門里川平右衛門
相馬大作中根孫右衛門石井勘五郎風間孫助俊蔵
右ハ遠山戸右衛門松井仁右衛門秋野庄右衛門右之者
とも右何れも相成候ニ付強而承り申て書付大炊頭殿
ヘ差出候所右之通相成候ハヽ右之者一紙差出
江戸へ罷出候て右之通申上候所右ハ其上ハ待申
然ル上ハ其御沙汰ニ付一紙をハ差返し申候
右ニ付申上候ハ其儀ニ付大炊頭殿ヘ御伺ニ候ハヽ
相成候不届成者ハ一命を捨て候得共[illegible]

上書ひのよしに下致もれとも此後ゟと芝へけり吉田兼家
と申勘定奉行にてましけるか大急に石井新兵衛
殿江談ゆと呼寄申けるハ此色直に一段と札返し
に大事なり兼たるとも承済候えハ左まれハ
兼談人ゟ進め申しとも逆意成る訳てそうろう大事を
にとし特御此後ゟとも外ハ不知一紙札返したる者と
命とかくてもしら作上之御目付ハ此詫言申たすいかゝ
思ハると申ける人へ手我と札返しけれハ御免と能と
手下に致ると直ちに札返しに兼て争ひ逆意と成る
此詫言もなく粉ちくと彩(?)…なく申して見んと
兼石井新兵衛呼寄談服候案…一段の札返し
事と申しれハ此方人ハ御免あるへしと詫言申より

大義とあり候ふとも赦し事と新任為人御之成方
に成りけり決たる義失しけ法令につまりたるまき
かくゐくと交たるを此為人自出しに買…
見へて可ならぬへひけつきさらなくへひけ付能ます
うちまてかり居くと人々申あへり

豊嶋仁兵衛一紙札返す智略の事

実ハ豊嶋仁兵衛とて役人なりけるや吉甫と云し町
人成る者あり仕合能して居ありける荒川兄理と
申外料にすゝめられ一紙札返しに兼て候
意対といふなれ自纔逆意なく然候得ハ雖通し
又豊作あれなく新致仕事ハ浄る(?)…ると云とも
貝作ま然成と思ハ大事之とやせん角やせんと案

する気色もなくて大龍院武重へ気の如く様子は
抱へ武者にし如由及承氣申ときこえける事にて
入申する八時分より返し申といふ事にはあらず又返し申
候様は力ハ八返しは其度一紙を返しの人数を只今に
けるに其時仁多来中様御八重遠にの虜一紙に
此返し如と重々右衛門信元事と夜氣に付
晩始に作に評り男女にと申て帰りける又より此方
又作識日源左衛門望む左近方へ氣り唯今一紙を返し
弥氣に手晩中郎は様右衛門英作方にて此者は申ける
付ける事に少貌の者ありとはむさき玄蕃かに入やと手をば
者は返し大龍院少年本よりいやしき者を上ケ少
生ても有し候畜生より浅ましき底に及評に

とて作りける

英作智畧にて又家中騒させける事

英作思ひけるは平日九郎左衛門智畧にて家中騒動
させ其節許りをしと此若中をも大作と思ひけ
るに又一さらさらさせて許りの如くなりても帰れ者
なりとて利運に成りやせんと思ひ昼夜工夫を仕る
一味の者どもと志めしあはせ様々の虚言を申ふらし
町人百姓をすゝめ込んで御彩寺家の大寺へ
まぎれ入り町人などは刀や脇差牧測ます多来古紀六
なりし小田原返さうるやらふくそうやなと云ひ込後には
悪ひりて色々云ひけしけるとや々様成事を引
入るゝ事いかなる事ぬと後にも承りしにて様々の虚説

然るに此町人は性小肝にて頼ぶされん事ありけり 是此何が
度々申されん英作が悪友には古犬とうつゝ言ふ事が風の能と
見て是も古犬に犬とうけ捨ふと申されける町人夜光は今
さみしや これ古犬とやらんに犬とうけ頼りて高田屋に
小姓ずべき依り来る故英作が家来は大勢文字にてらん
ちやうされに出たぞ如何にて銭宝を返して在りておく
近付く方へ徒歩にて下駄にて遠方へ行くとて或附
英作早やにある悉く夜英作が悪友に埋火と知らん
又八古犬とやらんに犬とうけ頼ふが高田家一新となりく皆
挑ると成りて我教たる人と申ける之是中は人と
とは皆近頃に近頃ふとも申し又これ大下にて後切死も
皆へ申は我一不帯喜持一ツ言夫に筑紹しに増おし

きこえてあはやさはやと歎ける其の故手先に皆
物うそ頼り申す実正なり早く頼み返しとてひしめき
ける是をあはれんな頼る事と云ふ時仕合と申し物うそと云ふ
種社あれ一町三所騒動に人を足る田中気隠れ居る
父母を庇ふうけ逃るもあり子を逆さにして返るもあり
車からうと引きあは作る或はいづれ此腐来れるとあやしむ
る夜越させ忽然悪気人まよふ而を苦みこうさ古あるもし
ぬくめき近るとて彼めくらに右に行事是は地に倒るび
たきちらんとせし而を行うり来れ老たる如きも付く行
種にかめきさうけに喜修たうくる川地獄まてめん流さん
すの鬼たる悪人をさいろむも角や有らん嗚呼古係元
平作此世の乱をさ種にはよしとあらしまさ英作謀

手なべしとて前ニ用ひ任候へども終ありけるに矢作
ハ葉ニ相違してとくニ成り
多田惣右衛門一紙を取返し家中詮ある所ハ急ニ
江戸へ参り
右之大銀高七拾匁当所一統惣次出来ニ有之
御座候ハ此度一紙を取返しの為又家中其砌屋在
しからしとさハらしめ是皆逆足の者共の在之
之此段仕合ニ而とて多田惣右衛門奏り又附候を
申候ハ一紙取返しけるも急度御身取ニとして
我々ニ切腹と仕身ニ而在之彼所ニ而ニ付ニ而夫々沙
汰在り八分家より外ハ刻ニ御座候処一つ入れたき
所ニ口惜く事ニて詮申とらるべしと申けり惣右衛門家

共ニ江戸へ参りけり
田中与三右衛門足軽ニ有ニ付ニけり　附中根源左衛門
儀ハ御離されけり
実ニ田中与三右衛門と申者足軽仕候人ニ而之此度
逆意方ニ成り候ニ一紙取返し候者也彼之悦者合
申けれハ此度之詮義逆意の者共とて家中二つニ分
れ候我等ニ付ても者ともへ中根左衛門ニ付と沙
汰候へハ度様の御為ニ御座候逆意方をも何矢作私ニ
て御座候不届ニ成べし詮儀我等ニ付ても逆意方之一紙を
返し御座候方ニ而と存候ニ成申けり侍共ニも急度
ニ付我等ども之儀ハ万人と沙汰ニ八ツ頭領ハ
当分度様ハ末代之沙汰とも存じ候詮儀被成旨候

之いさや老中へ此段申上るんとて片山外記方へ参りしに
通要と文ありハ外記諫めしと少も取上けられす
されと若年の故中に一理ある人にて此段蔵元より八日番
に詰て評定の後山田と談し段中へと申けれハ若殿に
ふかくへと申けるに何も誰も申すとて月番は段中に
ひとう三左衛門ハ不謂して鎖をさされしと云う三左衛門
みえきさることに急き御目付衆へ申て藤居北郷にて六十人まて
中根孫左衛門と申者其比まて五人程々小役成りし者其外
ぶらり交入ちま龍郷の段より御し其又一紙れ差し出し
龍郷ふ右衛門其後のことく申し逆意方の段ハ法ことを
仕すへきとて打取へしと田中与左衛門まて讒言して
様子次第にて押く事ありしにせんとなるして進めたる者也

根に持ちけり

林内蔵助逆意を企て家中に有ける事いかに
おわせられしこと

林内蔵助ハ御前を申上に不段者なりといふ事を申故
逆意方に組するといふことを不知人ハ推量よりも付す
すり切其日より頃度をかくさ縄なれハ兎角を使て
て定て人持たるやうとて中老は代々仕組にて
からう利欲に組なり逆意方なれハ異加に付き家人
にと家中にかかる悪者なり杉井仁右衛門杉谷右衛門
後色右衛門一紙れ返しけるハ内蔵助の進めに寄りて
其出会ハ老中より道とて頭を地に付けるにより鼻
先を馬に乗家面をもたれとたらんて通けり馬ふ家

通志家中ニある之人なりしてハなし馬ハ飼料を送
時歩行もせりなからみ能くうそ然き形
して通りし後ハ仕ミき通ハん内記如門ミ
林しめる鼻毛はなまり延ひて内記の戸前につなかれ
ゑやうに至しかはぬ口まて然愛いミんと思ふ斗毛を
抜き口すさみやけり まて此いつやうに抜所ではしと
名知ゑ多田書出ニも吟ゆ大形抜所ではも人ミゆる
よしなき永捋所なき御覧を明かさ成しふべ味ふて
けふむぞ是之人立ちなり、さ慮しと光善寺に旅宿
り内陳にて此物語をつらしと閑面白し燈明は
読みて書写なし是しと云者 發動根源通教物語と
と名付たり 其れちなしきことを書留上中下ノ三冊

七月西日

十二日

松平越前守殿宅ニて

松平伊与守殿宅ニて

切腹　小栗又作

切腹　同　大六

八丈嶋　永見大蔵　萩田主馬

三宅嶋　岡田幸波　本多古たち

十三日

稲葉右京殿御預ケ

伊東出雲守殿御預ケ

此五人御追放御定之所ニ

之分越後越前木曽海道東

海道筋御構

大将

小栗兵庫
同　十蔵
安藤治右衛門

片山外記
中根長右衛門
渡辺九十郎

渥美久兵衛
林内蔵之助
野本右近

小栗大六
安藤平六

十五日

浅野式部殿御預ケ　本田八大夫

九鬼和泉守殿御預ケ　同　小膳

京極甲斐守殿御預ケ　安藤治右衛門

杉原隠岐守殿御預ケ　越後守殿

右井伊掃部頭殿与力　御渡道中警固京極備中守殿

水野美作守殿御預ケ　三河守殿

右酒井修理大夫殿与力　御渡道中警固黒田甲斐守殿


H+K 2
GretagMacbeth™ ColorChecker Color Rendition Chart
15.01.2002